

令和7年第3回松野町議会定例会会議録 1日目

招集年月日	令和7年9月9日	
招集の場所	松野町議場兼大会議室	
開会	令和7年9月9日 午前9時30分宣告	
応招議員	1番 山田 寛二 5番 大内 義昭 2番 山石 恭助 6番 加藤 康幸 3番 芝 勇樹 7番 赤松 紀幸 4番 山崎 匡	
不応招議員	なし	
出席議員	応招議員のとおり	
欠席議員	なし	
説明のため出席した者の職・氏名	町長 坂本 浩 会計管理者兼出納室長 久保田 忠 副町長 八十島 温夫 建設環境課長 井上 靖 教育長 三好 秀二 町民課長 芝 吉彦 総務課長 小西 亨 吉野生支所長 竹葉 誠 防災安全課長 谷口 健二 保健福祉課長 山崎 浩司 ふるさと創生課長 友岡 純 教育課長 戎 秀之 農林振興課長 中井 和彦 代表監査委員 榎本 孝幸	
職務のために議場に出席した事務局職員の職・氏名	議会事務局長 森本 秀行 書記 岡崎智恵子	
会議録署名議員	議長、次の両議員を指名 4番 山崎 匡 5番 大内 義昭	
会期の決定	令和7年9月9日～9月19日（11日間）	

◇ 議事日程

- 1 開会宣言
- 2 招集挨拶
- 3 諸般事項報告
- 4 開議

日程番号	議案番号	議案名
1	—	会議録署名議員の指名
2	—	会期の決定
3	—	一般質問（2番、3番、5番、4番）
4	報告7	松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
5	報告8	松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
6	議案58	松野町コミュニティバス運行条例の制定について
7	議案59	令和7年度松野町一般会計補正予算（第3号）
8	議案60	令和7年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
9	議案61	令和7年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）
10	議案62	令和7年度松野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
11	議案63	令和7年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
12	認定1	令和6年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について
13	認定2	令和6年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
14	認定3	令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
15	認定4	令和6年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1 6	認定 5	令和6年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
1 7	認定 6	令和6年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
1 8	認定 7	令和6年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

5 閉 議
6 散 会

議長	ただいまから、令和7年第3回松野町議会定例会を開会します。 (9:30)
議長	町長から、議会招集挨拶を受けます。
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	<p>本日、令和7年第3回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>議員各位には、活力と潤いのある地域づくりのため、日頃より議員活動に邁進されておられますことに心から敬意を表します。</p> <p>さて、朝夕は随分涼しくなりましたが、日中は厳しい残暑が続いており、この傾向は10月いっぱい続くとの長期予報も出ているようございます。異常気象が頻発する中で、これから台風などの襲来も予想されます。防災減災対策の充実強化とともに、町民の皆さんへ事前防災の必要性を呼びかけて参りますので、議員各位にも御協力をお願いいたします。</p> <p>また、異常気象に影響されたわけではありませんが、国政も異常に不安定化しております。石破首相が辞任をいたしまして、次の日本のリーダーが誰になるのか混沌とした状態が続いておりますが、例え誰が首相に就任しても、衆参両院で少数与党による政権運営となる中で、長期的展望に立った国の施策方針というものはなかなか示しづらくなっているのではないかと考えております。</p> <p>特に人口の一極集中が進み、都市型の新興政党の発言力が大きくなつたことによりまして、都市と地方の経済格差がますます拡大をし、現役世代と高齢者世代の分断が助長される恐れもあります。</p> <p>このような不安定な社会経済の中で、地域のコミュニティを存続発展させていくためには、町民の皆さんとの協働、住民が主役となって地域の個性を生かすことこそ、身の丈に合った持続可能なまちづくりの手法だと考えておりますので、重ねて、議員各位の御理解、御支持</p>

	<p>をお願いいたします。</p> <p>さて、今定例会に提案する案件は報告2件、条例の制定と一般会計及び特別会計の補正予算の議案6件、そして令和6年度各会計の決算認定7件であり、後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>また、今議会は、新しい議員さん2名が加わった初めての本会議であり、大内議員、芝議員からも一般質問をいただいておりますので、どうぞ活発な議論が交わされるようお願いをいたしまして、議会開会の御挨拶といたします。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、今期定例会に関する諸報告をします。</p> <p>まず、今期定例会に提出される案件を報告します。</p> <p>今回提出される案件は、15件であって、この議案番号、件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いします。</p> <p>続いて本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。御承知をお願いします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。御承知をお願いします。</p> <p>次に、監査報告ですが、監査委員から、令和7年5月、6月、7月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。</p> <p>続いて、議会閉会中の主要行事、事務等については、配付しております一覧表のとおりです。御確認をお願いします。</p>
議長	これから、本日の会議を開きます。 (9:35)
議長	日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。
	本会期中の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、

議長	4番山崎匡議員、5番大内義昭議員を指名します。 日程第2 「会期決定の件」を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間にしたいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間に決定しました。
議長	日程第3 これより一般質問を行います。 通告1番、山石恭助議員の一般質問を一問一答方式で行います。時間は、答弁を含め60分です。 山石議員の質問を許します。
2番山石議長	「議長2番」 「山石議員」
2番山石	議長のお許しを得ましたので通告どおり質問をさせていただきます。 まず最初に1問目、避難行動要支援者への災害避難支援についてお伺いします。 今月9月1日は、関東大震災を教訓として、防犯の日とされており、自然災害に対し、日頃から備えることを呼びかけられております。東日本大震災、熊本地震でも避難困難者の犠牲が多かったことから、平成25年の災害対策基本法の改正により、避難行動支援者名簿の作成が義務化されました。 そこで、高齢者や障がい者をはじめとする配慮が必要な人への対応として、本町における避難行動要支援者名簿の作成状況はどうなっているのか、お伺いします。
坂本町長	「議長」

議長	「坂本町長」 保健福祉課長が答弁いたします。
山崎保健福祉課長	「議長」
議長	「山崎課長」
山崎保健福祉課長	はい。失礼します。
	まずこの避難行動要支援者名簿の作成につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえました災害対策基本法の改正により、市町村で作成することが義務化されております。高齢者や障がい者をはじめとする要配慮者のうち、災害時の避難に何らかの支援が必要な方について、地域包括支援センターを中心として作成しており、8月末現在で166名の方を登録しております。
	以上です。
2番山石	「議長」
議長	「山石議員」
2番山石	はい。ありがとうございます。
	ただいま説明を聞き、8月末現在で166名の方が登録されているということが分かりましたが、個人個人で支援の方法が違うと思うのですが、避難行動要支援者名簿への登載される基準の整理はどうなっているのか、お伺いします。
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	防災安全課長が答弁いたします。
谷口防災安全課長	「議長」
議長	「谷口課長」
谷口防災安全課長	はい。失礼いたします。
	名簿の登載基準について御説明いたします。
	避難行動要支援者の対象基準としては、災害対策基本法及び町の地域防災計画で整理されており、具体的には、要介護認定3以上、要介護認定における訪問調査で寝たきり度がランクB以上の方、認知症の

	<p>日常生活自立度がランク2以上、視聴覚や聴覚、肢体などに重い障害をお持ちの方となっています。</p> <p>そのほか、地域包括支援センターが把握している日頃の様子から、避難の際に支援が必要と思われる方についても名簿に登載しているものです。</p>
2番 山石 議長	「議長」 「山石議員」
2番 山石	ありがとうございます。名簿の登載基準についてはよく分かりました。
	続きましてその避難者名簿は災害が発生した場合は、避難等実施者などに情報を提供できると思いますが、特に、地元の民生委員や自主防災会への情報共有はどうなっていますか、お伺いいたします。
2番 山石 坂本町長	「議長」 「坂本町長」
2番 山石 山崎保健福祉課長 議長	はい。保健福祉課長から答弁いたします。 「議長」 「山崎課長」
山崎保健福祉課長	はい。
	こちらの避難行動要支援者名簿につきましては、発災時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるため、また、より積極的に避難支援を実効性のあるものとするため、本人御本人から同意を得たものに関しましては、町の地域防災計画に基づきまして、平時から避難支援等の関係者の方に情報提供、情報共有ができるものでございます。
	この名簿の作成主体であります地域包括支援センターとしましては、日頃からの見守りや相談支援にも役立てていただきたいという観点からも、定期的に担当の民生委員さんへも情報共有をしておるものでございます。また、その他の機関に対しましては防災安全課を通じて、情報共有がなされておるものでございます。
	なお、議員がおっしゃいますとおり、災害時には避難行動要支援者

	<p>の生命または身体を保護するために特に必要がある時は、災害対策基本法に基づきまして、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の関係者の皆様へ名簿情報を提供することができるものとなっております。</p> <p>以上です。</p>
2 番 山 石 議 長	<p>「議長」</p> <p>「山石議員」</p>
2 番 山 石	<p>はい。情報共有につきましては分かりました。</p> <p>その避難行動支援者名簿は、高度な個人情報を含んでいると思われますが、個人情報の保護、取扱いはどうなっているのか、お伺いします。</p>
坂 本 町 長 議 長	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>これにつきましては、防災安全課長から答弁いたします。</p>
谷口防災安全課長 議 長	<p>「議長」</p> <p>「谷口課長」</p>
谷口防災安全課長	<p>避難行動要支援者名簿は、災害時には災害対策基本法に基づき、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者へ名簿情報を提供することができるのですが、平時における名簿情報の提供につきましては、本人の同意を得る必要があります。</p> <p>現在、名簿に登録されている方は、全員から同意をいただいておりますので、平時から避難支援等関係者に情報の提供、情報共有を円滑に行っているものです。</p> <p>以上です。</p>
2 番 山 石 議 長	<p>「議長」</p> <p>「山石議員」</p>
2 番 山 石	<p>はい。今の説明で個人情報のほうはよく分かりました。</p> <p>続きまして次の質問に入ります。</p> <p>その避難行動支援者に対しては、法律では努力目標となっている中</p>

	で、全国的に個人避難計画の作成が進められていますが、町での作成状況や作成に当たっての課題をお尋ねします。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。防災安全課長から答弁いたします。
谷 口 防 災 安 全 課 長	「議長」
議 長	「谷口課長」
谷 口 防 災 安 全 課 長	はい。作成の状況や課題について答弁いたします。
	まず、個別避難計画につきましては、避難の際に支援していただく方、避難場所と避難経路、避難支援に必要なその他の情報を記載することとなっております。先ほど申し上げました、避難行動要支援者名簿に登録している方については、この要件を満たすように情報の追加、更新を行っているところではありますが、地域内、近隣での避難支援者の確保、災害種別ごとの避難経路の設定などの課題に対しても、地域の実情に合わせた取り組みを進めているところでございます。
	以上です。
2 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
2 番 山 石	はい。ありがとうございます。
	名簿の作成などについてはよく分かりました。
	個人避難計画の中の必要な項目を埋めることだけでなく、実効性を高める必要があるのではないかと思います。そこで避難行動要支援者が166名登録されており、民生委員や自主防災会などの避難支援等関係者だけでは、到底、避難支援は不可能だと思います。地域住民を主体とした避難支援体制の構築、地域住民と協働による共助の強化策が必要だと思います。行政として、避難困難者の支援の更なる実効性を高めるための施策はどのように考えておられますか、町長にお伺いします。
坂 本 町 長	「議長」

議長	「坂本町長」
坂本町長	はい。 個別避難計画の策定はですね、非常時に住民の皆様の命を守る上で非常に重要であり、議員のおっしゃるとおり、ただ計画を作成するだけではなくて、その実効性を高めることが不可欠であると認識をしております。そのためには、御質問にありました民生委員や自主防災組織などの避難支援関係者だけでなく、地域住民、隣近所の皆様の御理解と御協力が必要であると考えております。
	本町といたしましても、個別避難計画の重要性や作成のメリット、地域での協力の必要性について、広報紙やホームページを活用して継続的に情報発信をすることによりまして、分かりやすく、継続的に情報提供するとともに、住民説明会や避難訓練などを通じて、地域コミュニティとの連携強化を図るとともに、自主防災組織と密接に連携し、各地域の実情に応じた避難支援体制の構築を支援していきたいというふうに考えております。
	町民の皆様におかれましても、御自身の命、そして地域の安全を守るために個別避難計画の策定に御協力をいただくとともに、地域の避難支援活動への御理解と御参加をお願いしたいと考えております。
	この取り組みを通じまして、地域全体で災害に強いまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。
	なお、この個別避難計画は、従来から地域包括支援センターで作成支援を進めていました「支え合いカード」をですね、「救急医療情報カード」これに、避難所や避難の際の留意事項等を追加改定することで作成をしているものであります。要支援者宅を訪問した際の注意事項の確認や万が一緊急搬送された際の医療関係の情報提供などにも役立たせるために、個別避難計画に必要な事項以外にも本人の病歴でありますとか親族の連絡先、かかりつけ医や現在服薬中のお薬なども記載をすることで、搬送先や避難先でスムーズな対応が可能になると考えております。

	<p>今後は、地域の自主防災会を中心に避難支援者の安心安全の確保を含めて、平時からの備え、防災にも活用するということで、災害時に誰1人見逃さないという重要な目標に向けて、実効性を高めて参りたいと思いますので、議員各位にも御理解御協力をお願い申し上げまして、答弁といたします。</p>
2番 山石 議長	<p>「議長」 「山石議員」</p>
2番 山石 議長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>災害が発生した場合は、誰1人見逃さないという重要な目標を達成するためにも、支援をよろしくお願ひいたします。以上で災害の質問について終わります。続きまして、DMOの現状と今後の方向性についてお伺いします。</p> <p>本町においては約2年前から、DMO観光地づくり法人の設立に向けた取り組みが進められてきました。観光動向の調査、町内業者との意見交換、更には外部講師による研修会の実施をされたと思いますが、そこで当初どのようなスケジュールでDMOを目指していたのか、また進捗状況はどうなっているのか、お伺いいたします。</p>
坂本町長 議長	<p>「議長」 「坂本町長」</p>
坂本町長 友岡ふるさと創生課長 議長	<p>ふるさと創生課長のほうから答弁いたします。</p> <p>「議長」 「友岡課長」</p>
友岡ふるさと創生課長 議長	<p>はい。それでは、御質問いただきました当初のスケジュールと進捗状況について御説明いたします。</p> <p>この業務に本格的に着手いたしましたのが、令和5年度であります。当初、早期のDMO組織設立を目指し、観光動向調査や商工業者等の状況把握のためのアンケートや聞き取り調査を行ったほか、セミナー やワークショップを開催し、DMO事業に対する理解を深め、関係者の機運を高める取り組みを行ってきたところです。</p>

	<p>しかしながら、本町の観光振興の方向性を検討する中で、DMO組織の在り方、役割について様々な意見が出され協議に時間を要することとなりました。</p> <p>結論として、新たに組織を設立するという選択肢もありましたが、同様の方向性を持った既存の組織、森の国ネットの体制を拡充し、DMO機能を持った組織として事業を展開する方向を取っていくこととしまして、この方向性については3月定例議会で御説明しておりましたが、体制作りが整わず実現に至っておりません。現在取り組みを急いでいるという状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
2番 山石 議長	「議長」 「山石議員」
2番 山石	はい。ありがとうございました。
	松野町のような中山間地域は、小回りがきくと思いますので、小さくても少ない人数でもできることからやってもらいたいと思います。
	次の質問に入ります。
	現時点で取り組みが停止停滞していると聞きましたが、その主な要因、課題はどこにあると分析されておりますか、お伺いします。
坂本町長 議長	「議長」 「坂本町長」
坂本町長	はい。これもふるさと創生課のほうから、御説明いたします。
友岡ふるさと創生課長 議長	「議長」 「友岡課長」
友岡ふるさと創生課長	はい。
	今の要因、課題、停滞している要因課題という御質問ですが、やはり受皿となる組織の体制作りが整っていないというところでござります。年度末から今年前半にかけて、滑床ビジターセンターワン年荘のオープン業務、運営の時期が重なり、組織の拡充にまで至っていないというのが現状でございます。指定管理施設をしっかりと運営する

	<p>ことはもちろん、新たなDMO事業として、観光PR事業に加えまして、商品開発やふるさと納税の取り組み、そのほか新規事業の展開、幅広い町内事業者との連携を行っていく観光振興の中核として活躍できる組織体制づくりが急務となっており、そのことが1番の課題と捉えておりますので、できるだけ早期に解決して進めて参りたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
2番 山石 議長	「議長」 「山石議員」
2番 山石	はい。ありがとうございました。
	課題を明らかにし必要に応じて計画を構築し、地域の将来を考えてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
	次の質問に入ります。
	今後の方向性DMOの構想の見返し、再検討を行う意思はありますか、町長にお伺いします。
坂本町長 議長	「議長」 「坂本町長」
坂本町長	はい。それでは私から答弁をさせていただきます。
	これまでの構想ですね、DMOという構想に大きな見直しや変更することは考えておりませんが、現状や問題点を精査して、地域に持続的に貢献できるような組織にしていきたいというふうに考えております。
	先ほど課長が答弁しましたとおり、現在の森の国ネットですね、拡充をして、松野版DMOとして位置づけること、これは私、基本としたいと思いますが、この点につきましても今のネットの理事会、理事の皆さんに確認、御理解をいただきたいというふうに思っておりますが、その上で、様々な幅広い分野にわたって多様な組織との連携を図り、地域課題の解決を中心となって貢献できる組織にしたいというふうに考えております。

	<p>その役割としては、まずはですね、滑床ビジターセンターワン年荘とそれからＪＲ松丸駅観光案内所の指定管理、これはもちろんやっていただくわけでございますけれども、それに観光ＰＲイベントの開催、観光商品の開発など積極的な行観光プロモーションの分野、ここにも担っていただきたい。そして移住促進や空き家活用の分野にも関わっていく、そんな組織になることを私たち期待しているところでございます。</p> <p>現在は、紆余曲折を重ねている段階ですけれども、松野版DMOとして、これから松野町森の国の観光交流事業を牽引していただくような存在となるよう、関係者と今協議を続けているところでありますので、いましばらく時間的な猶予をいただきまして検討を進めて参りますので、議員各位にも、今後とも御指導、御協力をお願いを申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
2番山石議長	「議長」
2番山石議長	「山石議員」
2番山石議長	はい。
	そういうことで、今後ともよろしくお願ひいたします。
	以上で私の質問は終了いたします。
	ありがとうございました。
3番芝議長	以上で、山石議員の質問を終わります。
	続いて、通告2番、芝勇樹議員の一般質問を一問一答方式で行います。時間は、答弁を含め60分です。
	芝議員の質問を許します。
3番芝議長	「議長3番」
3番芝	「芝議員」
	議長の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。
	松野町の未来を考える時、避けて通れないのが、人口減少と空き家

の問題だと思います。

令和6年12月の議会で町長から示されたとおり、令和5年度の調査では、町内の住宅4662戸のうち245戸、率にして5.3%が空き家になっています。全国平均よりも低いものの、今後更に増加していくことが予想されます。

空き家は倒壊の危険や景観の悪化など、町民の暮らしに不安をもたらす一方で、見解を変えれば、移住や定住の受皿となり、新たに町に新しい風を呼び込む資源にもなります。令和6年12月の山田議員の一般質問でも、空き家バンクの登録や成約件数の減少、解体補助の限界などが指摘されました。

そこで私は、町民の暮らしに直結する空き家活用について、次の点を伺いたいと思います。

1つ目に、令和6年12月に示されたデータから既に半年がたちました。この間に、町が新たに把握している空き家件数や空き家バンクの登録、成約の状況、解体補助の利用実現、実績などに変更あったのでしょうか。

また、新たに取り組まれたことや改善に向けて検討しているがあれば、お聞かせください。

坂 本 町 長

「議長」

議 長

「坂本町長」

坂 本 町 長

これにつきましては、ふるさと創生課長のほうから答弁をいたします。

友岡ふるさと創生課長

「議長」

議 長

「友岡課長」

友岡ふるさと創生課長

はい。それでは、芝議員の御質問に対して、お答えをさせていただけたらと思います。

空き家対策の現状についてですが、今ほど質問の中で触れていただきましたとおり、本町では過去に2回、松野町空き家実態調査を実施しております。直近の令和5年度に実施した調査結果では、松野町

に245件の空き家があることが分かっております。一方、この調査の6年前、平成29年度ですが、実施した調査では、空き家件数が155件となっていることから、本町の空き家は増加傾向にあることが分かっております。

このように増加していく空き家に対しまして、町では、多くの方に空き家を活用していただくために、空き家バンクを町ホームページ内で運用しております。直近の令和6年度では、空き家バンク新規登録件数が2件、成約件数が4件、これは賃貸1件、売買3件の内訳ですが、現時点で、空き家バンクに登録し、買い手や借手を募集している物件は9件となっております。

この空き家バンク掲載件数9件については、空き家総数に対して3.6%となります。空き家バンクへの掲載率が低い水準にあるということも言えると思います。この空き家バンク掲載率が低くなっている要因は幾つか考えられます。まず相続問題によって所有者が不明確となり、売却、賃貸が困難になっていること、また、高齢者施設への入居や遠方への転居などにより、家の管理者が不在になった上、家財道具が残ったままになっていることなどが考えられます。町ではこれらの住居が、空き家化する原因や空き家が活用できない要因を分析して、この空き家問題に取り組んでいかねばならないと考えております。

このような中で現在、新たな空き家対策についても検討を進めているところです。具体的には、移住促進と空き家対策を行う外部団体を新たに設立し、そこに国の特別交付税を活用して、集落支援員を配置することを検討しています。これにより、専門的に取り組む人員を確保して、移住空き家対策を推進したいと考えております。

また、外部団体が実施する事業のひとつとして、新たに空き家サブリース事業を考えております。これは、町が10年間程度空き家を借受けまして、改修後に移住者等に貸し付けるというもので、事業の条件設定や所有者の意向次第というところはございますが、有効な案として検討して参りたいと思います。

	以上が、空き家対策の現状と今後の取り組み、検討について、でございます。
3番 芝 議	「議長」 「芝議員」
3番 芝	御説明ありがとうございます。
	外部団体設立や空き家サブリースとは、とてもいい案だと思いますので、是非実現できるようよろしくお願ひいたします。
	では次の質間に移らせていただきます。
	実際に私の地元である目黒部落では、既に3組から4組の将来的な移住希望があると聞いています。ところがすぐに住める空き家がないという声があり、せっかくの移住希望が実現しにくい状況です。
	このように移住を望む人がいても、住まいが確保できず、町としてのチャンスを逃してしまっているのではないか。こうした状況に対応するため、町内的人が保有している空き家を改修しやすくして、移住希望者に貸し出せるような仕組みや、場合によっては町が空き家を買上げて、改修貸出しする仕組みを検討することも必要だと思います。今後も移住希望者は増えてくることを前提に、町として受け入れ体制を整えることが重要だと思いますが、町長のお考えを伺います。
坂本町長 議長	「議長」 「坂本町長」
坂本町長	はい。
	移住希望者を受け入れるための体制ということでございます。御指名でありますけれども実務的なことになりますので、ふるさと創生課長のほうから答弁をいたします。
友岡ふるさと創生課長 議長	「議長」 「友岡課長」
友岡ふるさと創生課長	はい。
	それでは、移住希望者を受け入れるため、町としてどのように体制を強化するかについて、でございますが、まずこれまでの取り組みに

	<p>つきましては、引き続き、強化して取り組んで参りたいということと、あとは、やはり先ほどお答えしました移住、空き家に取り組む外部団体の設立によりまして、新たな事業にも取り組んでいくというものが柱になると考えております。</p> <p>これに加えまして、更に移住者を受入れ、定住につなげていくためには、地域の魅力づくりや人とのつながりを重視した暮らしの受入れ体制というものがポイントになると考えております。</p> <p>移住してきた方が地域になじむきっかけづくりとして、地域行事への参加など、活躍できる場づくりが望ましいと考えております。そのためには、部落や隣近所で、移住者を受け入れる意識が醸成されまして、お互いに良い関係性が生まれる環境づくりによって、より一層定住が促進されるものと考えております。</p> <p>議員各位におかれましても、それぞれの地域で御協力を賜りますよう、お願い申し上げて答弁とさせていただきます。</p>
3 番 議	「議長」
3 番 芝	「芝議員」
	ありがとうございます。
	是非、私のほうも地域の受入れの窓口となるよう努力して参りたいと思ないので、今後ともよろしくお願ひいたします。
	では次の質問に移らせていただきます。
	空き家は住まいだけでなく、新しい挑戦の拠点としても生かせます。農業に挑戦する人の作業場や加工販売の工房、あるいは小さなお店や仕事場など、誰がどう使うのかがはっきりした活用です。新しい施設を建てるのではなく、既存の空き家を資源として再生し、暮らしと仕事の両方を支える取り組みについて、町の考えを伺いたいと思います。
坂 本 町 長 議	「議長」
坂 本 町 長	「坂本町長」
	はい。事業や農業の拠点として空き家を活用してはどうかということだと思います。

		ふるさと創生課長のほうから答弁いたします。
友岡ふるさと創生課長	議長	「議長」
友岡ふるさと創生課長	議長	「友岡課長」
		はい。事業や農業の拠点としての空き家活用空き家利用について、お答えをいたします。
		この点については、議員が申し上げられますとおり空き家を地域資源として捉え、その価値を引き出すことは大変重要であると考えております。
		先ほど御説明いたしました令和5年度調査の本町の空き家245件のうち、152件については、老朽度危険度が低く、管理は良好であることが分かっております。
		また、空き家バンクの中には、農地や山林が付属しているものもあります。
		住む人を失った空き家、また耕作管理をしなくなった農地や山林は、荒廃が進むと、売却、賃貸がより困難になっているのが実情でございます。
		事業や農業を志す人が求める空き家、そして農地山林は、人を呼び寄せる資産として捉え、荒廃が進む前にしっかりとマッチングできるよう移住、空き家対策に取り組んで参りたいと考えております。
		以上です。
3番	芝長	「議長」
3番	芝	「芝議員」
		ありがとうございます。よく理解できました。
		次の質問に移らせていただきます。
		人口減少が進む中で、空き家を負担として片づけるのではなく、未来をつくる資源として生かすことが大切だと思います。松野町でも、空き家を移住定住促進の柱として位置づけ、子や孫の世代がやっぱり松野で暮らしたいと思えるまちを描いていくのか、町の考えをお伺いいたします。

坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>はい。今町の考えということでございますけれども、人口減少対策と空き家の対策、これの関連につきまして答弁をさせていただきます。</p> <p>人口減少、芝議員おっしゃいましたように、本町にとって最大の課題であり、この人口をプラスにすることはですね、なかなかこれは難しいとしても、その減少スピードを少しでも緩やかにするためのあらゆる手段を講じなければならないというふうに考えています。</p> <p>その中でも、移住というのはですね、人口の減少にブレーキをかける即効性があるというふうに考えておりまして、人口減少対策の柱として重点的に取り組んでいるところであります。</p>
	<p>では、どうすれば移住希望者に選んでもらえる地域となるのか、都市部から遠隔地であるというこの松野町の地理的に不利な条件の中で、私はまず仕事があることと住む家があること、そして安心して子育てができること、この3つの要素が大事だと考えておりまして、これらをセットで整備する「移住促進まつのモデル」これを全国に発信をして参りました。</p>
	<p>では、住むところの確保という点から、具体的な空き家対策どういうことをしてきたのか、まずは平成27年度から、先ほどから話に出ております空き家バンクの運営を開始いたしまして、それに伴いまして毎年4月に発送する固定資産税の通知に、空き家活用チラシを同封して、町内の土地や家屋所有者全員に、空き家の活用情報の提供を呼びかけております。</p>
	<p>また町単独補助金を創設して、移住者が空き家を購入または賃貸した場合、改修に必要な資金を最大100万円補助し、空き家の活用につなげていくよう施策を展開するなど、今まで様々な施策を展開しているところであります。</p>
	<p>これらに加えまして先ほど山石議員の一般質問の中で答弁したDMOをですね、この組織に空き家活用の役割の一端を担ってもらうこと</p>

		<p>を考えておりまして、そしてDMOと連携して、空き家対策に取り組む、先ほど課長の答弁にありました集落支援員、これを配置すること、更には議員からも御指摘があり、課長も説明しました空き家のサブリースの制度ですね、あるいは空き家を民泊施設として利用する際の支援、こういったことをですね、有機的に連携をさせまして、空き家が負の資産とならないように、地域の活性化に役立つ貴重な資源として活用できるようにしたいと考えておりますので、議員各位の御協力御指導お願いをいたしまして答弁といたします。</p>	
3	番	芝	「議長」
議		長	「芝議員」
3	番	芝	ありがとうございます。
			<p>これからも移住者が増えていくことがあると思いますので、是非活性化に移住ができるよう積極的な支援のほう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、目黒地区にある旧南小学校の利活用についてお伺いいたします。</p> <p>この小学校が閉校してから、教育委員会を中心に地域住民と利活用についての話し合いが数回行われてきましたが、気がつくと、そうした場はなくなり、また担当の課もいつの間にか変わっていると聞いております。</p> <p>校舎や体育館などは、まだまだ十分に活用可能な状態であり、地域住民からは、「もったいない。」「子どもたちの遊び場として開放してほしい。」といった声も上がっております。</p> <p>ところが現状では、今後の方向性がはっきりと示されておらず、住民からは、この先どうなるのか分からぬという不安の声が聞かれております。</p> <p>そこで、お尋ねいたします。</p> <p>今後、この閉校舎の利活用について、町として住民の声を聞きながら進めていくお考えはあるのでしょうか。また、そのためにどのように</p>

	な機会や場を設けて、住民の意見を拾い上げていこうと考えておられるのか、具体的にお聞かせください。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。 まず現状につきましてはふるさと創生課長のほうから答弁をすることとしまして、そのあとの全体的な方向性につきましてはまた私から、答弁をさせていただきます。
友岡ふるさと創生課長	「議長」
議 長	「友岡課長」
友岡ふるさと創生課長	はい。それでは、南小学校の現状ということでお答えをいたします。 松野南小学校は、平成30年3月末に閉校して以来、現状のまま施設を維持管理する状態が続いております。利活用については、閉校時期の前後から検討を行っておりまして、地域住民参加のワークショップや試験的な利用を行い、現在に至っているところであります。 ワークショップの中では、地域住民から、目黒の中心施設としての活用、貸しスペース、宿泊施設、教育の場、スポーツ目的の活用など、様々な意見が出されたところですが、運営主体のことを含めまして、活用方針が定まらずに現在に至っているところでございます。 そのような中、目黒地区によるイベントやスポーツ大会など、地域住民が集う場としての利用や観光事業や外部イベント、大学生の合宿など、試験的利用をとおして、その立地や施設の形態などから、多目的に活用できる施設であることが分かっております。 これまでの意見の中では、地域のシンボルであった南小学校ですの で、「地域住民が訪れるこのできる場所、気軽に利用できる施設であ ってほしい。」という意向があり、また、その反面「住民だけで維持管 理することも難しい。」という御意見も出ております。今後これらの意 見を踏まえて、現在休止状態となっている協議を再開させていきたい 考えです。

	<p>方法といったしましては、自由参加のワークショップ形式や新たに検討会を組織するなどの方法が考えられますが、いずれにいたしましても、住民の皆様に広く参加いただける形をとらせていただきたいと考えております。</p> <p>以上が、現状を含めた内容でございます。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>はい。それでは今後の方針につきまして、私のほうから考えを言わせていただきます。</p> <p>南小学校の今後の活用ということですが、これは目黒部落の持続的発展の大きな鍵のひとつになるというふうに考えています。</p> <p>私は常々、住民が主役、地域が舞台のまちづくりを進めるために、町内の3つの旧小学校区、つまり松丸地区、吉野地区、目黒地区にそれぞれまちづくりの拠点となる施設を整備したいというふうに申し上げて参りました。松丸地区には現在、改修中のまちなか交流拠点施設、吉野生地区には、昨年度整備をいたしました吉野生公民館があります。そして目黒地区では、この松野南小学校が地域の活性化のシンボルとして、拠点として機能する、そういったイメージを持っております。</p> <p>その実現のためにはですね、まず施設の在り方についての方針をしっかりと固め、それに沿ってですね、どういった整備が必要か運営をどうやっていくのかということを決めていく、そういったプロセスが必要だというふうに思っております。</p> <p>その活用方法については、今のところ具体的に絞り込む段階には至っておりませんけれども、その分、今、選択肢、可能性というものはたくさん残されているというふうに思っています。</p> <p>先ほど、検討協議を再開すると申し上げましたが、近隣においてもここ数年の間に閉校した学校の活用事例、すばらしい事例も増えておりますので、そういった先進事例も是非参考にしてですね、最適な活用方法を見いだして参りたいと思います。</p>

	<p>なお、現在の校舎は、昭和61年に整備されたものであります、用途を変更する際には、補助金の適化法の手続が必要であると見込んでおります。利用目的を定めてそういった手続も早急に行っていくことになりますが、小規模に段階的に活用を進めていくのか、それとも一気に大規模に整備を行って対応していくのか、手続を踏まえた上で検討していきたいと思います。</p> <p>繰り返しになりますけれども、目黒部落にとって、地域のシンボルであった南小はですね、小学校としての使命を終えた今も、地域住民の活動の拠点として存続していかなければならない。そのことを忘れずにね、その活用の大方針は、住民の意思を最大限尊重した上で、目黒の皆さんと行政が協働で、役割と責任を分担して運営するべきだと考えております。</p> <p>どうぞ議員各位におかれましても、特に地元の芝議員におかれましては、格別の御理解、御指導いただきますように、そして積極的に関与していただくことをお願いいたします、答弁といたします。</p>
3 番 議	「議長」
3 番 議	「芝議員」
3 番 議	ありがとうございます。
	<p>できるだけ早い検討会の再開を望んでいますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>私のほうでも、地元住民の個々の意見を聞き、意見交換の場が早く再開できるよう努めて参りたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>以上で、芝議員の質問を終わります。</p> <p>続いて、通告3番、大内義昭議員の一般質問を一問一答方式で行います。時間は、答弁を含め60分です。</p> <p>大内議員の質問を許します。</p>
5 番 大 内	「議長5番」

議長	「大内議員」
5 番 大 内	<p>議長のお許しをいただきましたので、通告書の内容に沿って一般質問をさせていただきます。</p> <p>はじめに、自主防災会組織について質問いたします。</p> <p>自主防災会は、大規模災害に備えて20年以上前に各部落に設立された組織ですが、設立の目的と人員構成、大規模災害時にどのような役割があるのかを説明をお願いします。</p>
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	<p>はい。自主防災会の目的とそれから人員構成役割ということでございますので、防災安全課長のほうから答弁をいたします。</p>
谷口防災安全課長	「議長」
議長	「谷口課長」
谷口防災安全課長	<p>はい。自主防災組織の設立の目的と人員構成、役割についてお答えいたします。</p> <p>自主防災組織は、1995年1月に発生した阪神淡路大震災を契機に、その重要性が全国的に再認識されました。この震災では、倒壊した家屋の下敷きになった人の約9割が自力または家族や近隣住民によって救出されました。こうした状況下では、公的機関の支援がすぐには届かない災害初期において、地域住民が協力して被害を軽減し、自分たちの命は自分たちで守る自助と、隣近所と助け合う共助の精神に基づき、災害に強い地域社会を築くための平時からの備えとして、自主防災組織の設立が全国的に進められ、本町におきましても平成17年度に各部落の自主防災組織が設立されております。</p> <p>その役割として、平時には、防災知識の普及や啓発、地域内の安全や整備の点検、防災訓練などを行い、非常時には、初期消火、救出救護、避難誘導や避難所の運営を担っていただくことになり、人員構成につきましては、各部落や組単位の実情に合わせた班編成及び人員配置がされているところです。</p>

	以上です。
5 番 大 内 議 長	「議長」 「大内議員」
5 番 大 内	はい。御説明ありがとうございます。 自主防災組織が、災害に強い地域を築くため設立された目的と役割が理解できました。
	次の質問ですが、これまで自主防災会がどのような訓練や活動をされたかをお伺いします。
坂 本 町 長 議 長	「議長」 「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。これまでに実施された訓練や活動状況、これも防災安全課長のほうから答弁をいたします。
谷口防災安全課長 議 長	「議長」 「谷口課長」
谷口防災安全課長	これまでに実施された訓練や活動状況について御説明いたします。 訓練につきましては区長各位に対して、防災避難訓練の実施を呼びかけ、令和6年度は6部落の自主防災組織が訓練を実施いたしました。 訓練内容につきましては、各防災組織において自ら内容を検討いただき、自主避難から避難所運営における非常食の作り方、試食や段ボーレベッドの組立て体験、また地域の危険個所を地図上で調査し、平時からの点検や、発災時の避難経路の確認などに役立てる取り組みを行っております。 更に地元の消防団員や防災士の方にも御参加いただき、専門的な視点から具体的なアドバイスなど、防災意識向上につながる御指導をいただいております。
	今後もこのような連携を更に強化し、より実効性の高い訓練を推進して参りたいと考えております。
	以上です。
5 番 大 内	「議長」

議長	「大内議員」
5 番 大 内	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>様々な内容の訓練が実施されていますが、この組織は近隣住民の共助の意識を高めることもひとつの目的だと思いますので、訓練という言葉にとらわれず、御近所が集まる機会が増えればいいなと思います。</p> <p>次の質問ですが、大規模災害時においては、道路の寸断やライフラインの停止等で公的援助が機能できるまでに早くても1週間以上かかるそうです。その間、隣近所で支援し合う自主防災会の存在は重要だと思います。</p> <p>災害時に、自主防災会を効率的に機能させるための課題や問題点、そして今後の自主防災会に対する町のお考えをお伺いします。</p>
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	<p>はい。</p> <p>課題や今後の問題点、取り組みということでございますけれども、災害が発生した時に、自主防災会が本来の役割を十分に發揮する、そのためには幾つかの課題と問題点、克服しなければなりません。</p> <p>まず自主防災会の活動においては、住民参加による組織運営が不可欠でありますけれども、肝心のですね、住民の防災意識がまだ十分に高まっていないという課題があります。</p> <p>また、人口の減少、地域の高齢化が進行する中で、活動の中心を担っていただくなりーダーが不在、新たな人材育成が困難になっているという人的な問題もあります。</p> <p>更には、核家族化や地域の人間関係の希薄化などによりまして、いざという時に互いに助け合う共助の意識が以前と比べて薄れていることも、懸念しているところでございます。</p> <p>本町といったしましては、これらの課題を克服するため、非常時における自主防災会の活動を、行政による公助を補完する共助の中核として位置づけておりまして、組織運営と地域住民の防災意識を向上させ</p>

	<p>る取り組みに積極的に支援して参りたいと考えております。</p> <p>具体的には、定期的な防災避難訓練の実施を推奨するとともに、より実践的な、例えば、災害図上訓練や避難所運営などによる知識の向上を図るとともに、自主防災組織のリーダーとなる人材の育成策として、防災士資格取得への助成制度を拡充するなど、多様な住民の皆さんのが参加できる活動を促し、地域全体の防災力を向上して参りたいというふうに考えております。</p> <p>また、地域の特性に応じた地区防災計画策定の助言や情報提供のほか、デジタルツールを活用した多角的な情報伝達手段による連携強化を図り、住民一人一人の防災意識を高めまして、地域が自主的に災害に備える体制組織に努め、その中に自主防災会があるとそんな仕組みになりますように、努力をして参りたいと考えております。</p>
5 番 大 内 議 長	「議長」 「大内議員」
5 番 大 内	はい。ありがとうございます。
	大規模災害時の自主防災会組織の重要性を十分に認識されて、組織運営や取り組みに積極的に御支援いただけるよう、よろしくお願ひいたします。
	以上で自主防災会組織についての質問は終わります。
	次に、避難場所と避難所について質問いたします。
	私の認識不足で避難場所と避難所は、言い方が違うだけでどちらも災害時に被災された人が避難する所と思っていましたが、それぞれ役割があるので、違いを説明してください。
坂 本 町 長 議 長	「議長」 「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。この違い防災安全課長のほうから答弁をいたします。
谷 口 防 災 安 全 課 長 議 長	「議長」 「谷口課長」
谷 口 防 災 安 全 課 長	はい。避難場所と避難所の違いについて御説明いたします。

	<p>資料のほうを用意しておりますので御覧ください。</p> <p>避難場所、避難所については、災害対策基本法に基づき、想定される災害の状況や人口などを考慮し、あらかじめ指定緊急避難場所と指定避難所を指定することが定められており、現在、町の地域防災計画において指定緊急避難場所 24ヶ所、指定避難所 9ヶ所、福祉避難所 2ヶ所を指定しております。</p> <p>御質問の避難場所と避難所の違いについては、まず指定緊急避難場所とは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、切迫した危険から緊急的に逃れるために、一時的に身を寄せ、命を守るために避難する場所であります。特に地震や大規模火災を想定して、広場やグラウンドを指定しております。</p> <p>次に、指定避難所は、避難者が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害によって自宅に帰れなくなった方が、一定期間共同生活をするために開設される施設で、避難生活を送るための場所です。</p> <p>福祉避難所は、避難所での生活が困難とされる高齢者、障がい者、乳幼児、要配慮者の避難を受け入れるための施設で、本町では、古城園で高齢者を、フレンドまつでの障がい者をそれぞれ対象として受け入れることとしております。</p> <p>以上です。</p>
5 番 大 内 議 長	「議長」
5 番 大 内	「大内議員」
	はい。説明ありがとうございました。
	避難場所と避難所の違いがよく分かりました。
	次の質問ですが、避難所は避難者が、災害の被害がなくなるまで一定期間滞在する施設とのことです、町内避難所の設備や備蓄品の状況及び収容人数についてお伺いします。
坂 本 町 長 議 長	「議長」
坂 本 町 長	「坂本町長」
	はい。この点も防災安全課長のほうから御説明をいたします。

谷口防災安全課長 議長	「議長」 「谷口課長」 はい。
谷口防災安全課長	まず、避難所の収容人数につきましては、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」に基づき、指定避難所と福祉避難所を含め 11 施設 1495 名の収容数を確保しております。
	現在南海トラフ地震における本町の被害想定においては、地震発生当日の避難所への避難者数は 642 人、1 週間後 941 人、1 ヶ月後は 826 人を想定しており、避難者数に対する避難所の数、スペースは十分確保できていると考えております。
	一方、資機材、非常食等の備蓄品確保においては、毎年、避難所の収容能力に応じた必要物資を計画的に備蓄しておりますが、まだ十分な量を確保できていないのが現状です。
	特に、非常食、飲料水については、避難所数に対して、最低 3 日分が必要とされておりますが、十分な整備ができていないことから、防災訓練等を通じて、各家庭での備蓄をお願いしているところであります。
	大規模災害時における避難所運営は、被災者の命と安全を守る上で極めて重要であります。劣悪な避難所環境は、直接的な災害による死ではなく、その後の生活の中で命を落とす災害関連死のリスクを高めます。
	引き続き、非常時に備えた計画的な備品の整備や避難者の身体的精神的な負担を軽減できる環境づくりを推進し、安全安心に暮らせる避難所の整備に努めたいと考えております。
	以上です。
5 番 大 内 議 長	「議長」 「大内議員」
5 番 大 内	はい。ありがとうございます。
	1 つ質問ですが、避難所の数やスペースは十分確保できているとの

	ことですが、1人当たりのスペース、大体どれぐらいの広さを確保されているか教えてください。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。防災安全課長のほうから説明をいたします。
谷 口 防 災 安 全 課 長	「議長」
議 長	「谷口課長」
谷 口 防 災 安 全 課 長	はい。
	1人当たりのスペースでございますが、2024年に国際基準のほうが改定となりまして、1人当たり3.5平米を基準として町のほうも地域防災計画のほうを改定しているところでございます。
5 番 大 内	「議長」
議 長	「大内議員」
5 番 大 内	はい。ありがとうございます。大体広さが想像できました。
	町の人口約3300人に対して、町内全避難所の収容人数が1495名キャパとしては十分だと思いますが、設備や備蓄品については更に充実させていただきたいと思います。
	では最後の質問になりますが、防災訓練とは、災害時に素早く最適な行動をとり、被害を最小限に食いとめようとする訓練です。
	例えば、防災意識を高めるために、決められた日時に各自が家庭や職場など、現在いる場所で安全行動をとるシェイクアウト訓練や大規模災害発生時の避難場所での安否確認、そして避難所の開設運営など、近い将来高い確率で発生するといわれている南海トラフ地震など、大規模災害を想定した全町規模の防災訓練を実施する計画があるのか、お伺いします。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	全町的な避難訓練ということで、私も大変その重要性は認識をして

おります。災害に強いまちづくりを目指す上で、町全体の防災訓練、これは不可欠でありまして、災害時の被害を最小限に抑えるためには極めて重要であります。行政、住民、そして各団体が平時から連携できる体制を構築しておく必要があるというふうに認識をしております。

現在、各地域の自主防災会の定期的な訓練、連携を進めておりますけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、なかなか課題があることも事実でございます。近年では、地球温暖化の影響によりまして風水害が激甚化をしております。また、南海トラフ地震においては、今後30年以内に80%の確率で発生するといわれております。本町でも甚大な被害が予想、想定されております。このような状況下で、自身の命を守り、地域全体の防災意識を高めるためには、やはり町全体のですね、避難訓練、これは事前の備えとして、最も重要で効果的な対策のひとつであると考えております。今後具体的な実施方法を検討して参りたいと考えております。

まず各地域の自主防災会、関係機関と連携し、他市町でも先進事例や、それから災害時に職員を派遣しているんですけれども、そういうふた職員の活動経験などによりまして、町民の皆様が安心して参加できる実効性の高い訓練を実施して参ります。

どうぞ、議員各位の皆様にも御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

5番 大内
議長

「議長」

「大内議員」

5番 大内

はい。ありがとうございます。

町民の皆様が安心して参加できる実効性の高い訓練を考えられていくとのことで、是非お願いしたいと思います。

自主防災会組織は、避難所はあくまでも大規模災害に対する備えです。備えが備えのままで、訓練が訓練のままで終わるのが1番の願い

	ですが、万が一の発生時に被害を最小限に抑えるため、できるだけ万全の備えをお願いして、私の質問を終わります。
議長	以上で、大内議員の質問を終わります。
議長	ここでしばらく休憩します。 (10:39)
	(休憩 10:39 ~ 再開 10:53)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (10:53)
	続いて、通告4番、山崎匡議員の一般質問を一問一答方式で行います。時間は、答弁を含め60分です。
	山崎議員の質問を許します。
4番 山崎	「議長4番」
議長	「山崎議員」
4番 山崎	ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問を通告書の内容で行いたいと思います。
	まずははじめに、特産農産物、桃、梅、米支援策についてお尋ねしたいと思います。
	昨年の9月の定例会で、一般質問で、カメムシ被害のことを質問させていただいたんですけど、かなり去年甚大な被害が出たということで、私たちも今年どういうものなのかということで、すごい心配をしておる、しておったんですけども、今年の状態っていうのはどういうものなのか、被害状況、もしくは生産量の推移について担当課のほうに資料を作っていただいていると思いますんで、まずその現在の今回の状況、今年の状況についてお伺いしたいと思います。
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	それでは、農林振興課長から答弁をいたします。
中井農林振興課長	「議長」
議長	「中井課長」
中井農林振興課長	はい。令和6年度の農作物について御説明をいたします。
	令和6年度につきましては、令和5年度の冬が暖冬だったこともあ

りまして、カメムシが越冬し、桃や梅などの農作物に甚大な被害を与えたことは御存じのとおりであります。今年度につきましては、昨年の冬が例年並みの寒さであったこともあり、県の調査によりますと、越冬カメムシはゼロであったという結果を聞いております。そのため、今年度の桃や梅、そして米については、天候に恵まれたこともあり、生産量は、昨年度に比べて大きく回復をしております。

生産量を説明いたしますので、資料1を御覧ください。

まず、表の上段になります桃につきましては、JA出荷が青果で8.7トン、加工用桃で14.8トン、合計で23.5トンの生産量となっております。前年度と比較しますと188%と大幅な回復となっております。

次に表の下段になります梅につきましては、青梅が4.6トン、完熟梅が31トンで、合計36.4トンの生産量となっております。前年度は過去最低の5.7トンの生産量でしたが、例年並みの生産量を確保することができております。

米につきましては、これまで作況指数と作付面積により、年間の生産量を算定しておりましたが、現状と乖離しているため、国が統計方法を見直す方針を発表いたしました。そのため、本年度の生産量につきましては、JAや生産農家からの聞き取りによる推計となりますことを御了承いただいたらと思います。本年度の生産量につきましては、収穫途中ですが、現時点では例年並みか、幾らかの増加になるのではないかと推測をしているところです。

ただし、資料2を見ていただきたいと思います。

こちらは買取り価格を示したものでございますが、これを見ていただければ分かりますとおり、本年度の米の買取り価格は大きく上昇していることから、農家の米に対する生産意欲は高まっていると考えています。

以上になります。

「議長」

議長	「山崎議員」
4 番 山 崎	<p>はい。説明ありがとうございます。</p> <p>ひとまず桃そして梅については、例年並みもしくはそれ以上の出来ということで、私自身も安心したところでございます。米についても生産量自体は、なかなか推測ということにはなると思うんですけども、幾らか多いんではないかということを今説明していただいて、それもひとまず安心したところであります。</p> <p>米の金額は、皆さん御存じのとおり大幅にやはり金額が上がってまして、私自身も今、発行した議会だよりの時に梅農家さん、そして桃農家さん、で、米農家さんを取材させていただきました。その時に皆さんの表情がやはり去年とは全然違って幾らか明るかったので、本当に今年は農家さんにとっては、すごいいい年になったのかなというふうに私自身も思って安心したところでございました。</p> <p>特産品がこれだけいいということなんですかけれども、こういう時こそ、やはり松野ブランドとしての特産品を、大きく、強くしていくける適期ではないかというふうに私も思っております。その中でいろんな補助事業を特産に対してもうると思うんですけれども、まず効果の高い利用率、皆さんよく利用されている支援策、そういうものがどういったものなのかというのを、教えていただいたらというふうに思います。</p>
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	はい。それでは、農林振興課長のほうから御説明をいたします。
中井農林振興課長	「議長」
議長	「中井課長」
中井農林振興課長	<p>はい。それではまず、資料3のほうを御覧いただいたらと思います。</p> <p>町が行っている効果的な支援策といたしましては、農業振興費事業費補助金によります支援であります。事業メニューといたしましては、管理対策補助事業を中心に6事業となっております。</p>

	<p>次に資料4を御覧ください。</p> <p>中でも管理対策補助事業につきましては、町特産作物を中心に、土づくり対策、改植・新植推進、資材・機械導入を支援しており、産地の維持発展を目指しております。特に利用率が高いのは、土づくり対策であり、全体の56%を占めております。</p> <p>続いて資料5を御覧ください。</p> <p>これは作物別に見たものであり、ユズが56%を占めております。将来を見据えた改植・新植推進補助金をユズを筆頭に、桃、梅、キウイフルーツ花粉においても実績がありますので、今後も面積の維持拡大に向けて支援を続けていきたいと考えております。</p> <p>以上になります。</p>
4番 山崎 議長	「議長」 「山崎議員」
4番 山崎	はい。ありがとうございます。
	<p>なかなかやっぱりユズが多いな、というふうな率直な感想を持っているんですけど、ユズっていうのは、収穫時期も長いですし、加工用ということもありまして管理が比較的、楽なのかなというふうなことなのかなというふうに思います。是非、引き続き、そういう利用率の高い補助というのはやはり皆さん農家さんが使われてると思いますが、引き続き積極的な支援をお願いしたいと思います。</p> <p>すいません、先ほどの特産品の取り組みなんですかけども、今年は本当に桃を送ったところ、また買われた方、本当に甘くておいしいかったというのをすごくお聞きをします。今後の特産品として、どういうふうな取り組みを、てこ入れしていこうとされているのか、その辺のことを、もある程度の方向性があるのならお聞かせしていただいたらと思います。</p>
坂本町長 議長	「議長」 「坂本町長」
坂本町長	はい。

	<p>今後の特産品の取り組みといいますか、ブランド化ということになろうかと思いますけれども、先ほど説明しましたように令和7年産は、多くの作目で生産量が増加をいたしました。</p> <p>また米を中心に単価も上昇して、農家所得の向上につながった年になったと考えておりますが、その他の生産コストも上がっているんですね。そのコストを価格にいかに転嫁できるかというのが、これから地域農業の存続のためには重要な要素になると考えております。</p> <p>また販売価格が、今上昇しても、高い品質を維持できれば、産地として評価されて、消費者の信頼を持続して得ることが可能ですが、私は町内産の桃をはじめそういった特産品は、十分にそのレベルにあると思っております。あとは、いかに産地間競争に生き残るブランドを確立できるかということが重要になりますので、関係機関とも連携を図りながら、農家に寄り添った生産支援、そして独自の販売戦略、ブランド化というのを検討して参りたいと考えております。</p>
4番 山崎 議長	「議長」 「山崎議員」
4番 山崎	はい。ありがとうございます。
	<p>本当に今年のいいタイミングだろうと思うんで、こういう年が続くように、是非、今後も、てこ入れ、そして特産品としての強固なブランドづくりというものをしっかりとしていただきたいというふうに思います。</p> <p>続いての質問に移りたいと思います。</p> <p>先ほど町長にも、今後のことについてもある程度お聞かせをしていただいたんですけど、時代、時代によって支援策というものが違うと思うんですけども、今後の農家向けの主な支援策、動向というか、どういうふうなものを予定されてるのかという、作物のいろんな作物も含めてお聞きしたいと思います。</p>
坂本町長 議長	「議長」 「坂本町長」

坂 本 町 長	はい。今後の支援策、主なものについて、農林振興課長のほうから御説明いたします。
中井農林振興課長	「議長」
議 長	「中井課長」
中井農林振興課長	はい。
	今後の支援策の動向につきましては、高齢化による担い手不足は、大きな課題であるため、桃や梅をはじめとする農作物を安定的に生産出荷できるよう、令和6年度より繁忙期におきましてアルバイター制度の運用を始めており、桃の袋掛けや収穫において活用をされております。また、振興作物でありますキウイフルーツ花粉事業につきましても、昨年度取り組み農家が1戸増え、4農家が取り組んでおられます。
	農家の負担軽減と農業環境を整備するためにも、引き続き、既存作物を含めた新規事業についても実証事業等により、支援を続けて参りたいと考えております。
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。ありがとうございます。
	今の支援策っていうのは、JAが中心となっているものが多いんではないかなというふうに私も思っているんですけども、特に中でもキウイフルーツ花粉事業、なかなかこれ松野独自の取り組みなのかなというふうにすごく思ってまして、将来も需要もある、将来性もあるし需要もあるような気がしてるんですけど、その辺も含めて、松野独自の取り組みというものについて、何か今やっている、もしくは今後やるっていう考えがおありなのかお聞きしたいと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。この点につきましても、農林振興課長のほうから答弁をいたします。

中井農林振興課長 議長	「議長」 「中井課長」
中井農林振興課長	はい。まず、資料6を御覧ください。
	扱い手不足の解消のためには、農業へのあらゆる入り口が必要だと考えております。町としましては、収穫体験等を中心に気軽に観光感覚で参加ができる「援農ボランティア」、そしてアルバイトとして収入を得ながら農業体験を行う「おてつたび」、そして職業として農作業支援を行う「アグリレスキューチーム事業」など、それぞれ個人の経験に応じた入り口を準備しております。また、将来の就農を目指した「地域おこし協力隊」や「農業研修生制度」などの支援策もあります。
	まずは、農業を経験し、興味を持つてもらうことが大事であると考えているため、今後も積極的な周知を行って参りたいと考えております。
	また先ほど言わされましたキウイフルーツ花粉事業につきましては、令和2年度に植栽をしたところですが、昨年の令和6年度あたりから本格的な収穫が始まりまして、令和6年度の収穫量としまして約2キロ、それに対しまして今年度はもう既に収穫終わっておりますが、3.5キロと大幅な成果を上げているところです。そういったことで、町としても、そういった新規事業に対します支援を続けていきたいと考えております。
4番 山崎 議長	「議長」 「山崎議員」
4番 山崎	はい。
	なかなか、やはりキウイ事業、将来性のあるものだと思いますんで、引き続いて積極的な支援をお願いしたいと思います。
	今ほど説明していただいた扱い手、確保、育成、支援事業の中身なんですが、ちょっと気になるとこ、「おてつたび」っていう、内容なんですが、これ一体どういうものなのか、簡単でいいんで教えていただいたらと思います。

坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。それでは、農林振興課から説明をいたします。
中井農林振興課長	「議長」
議 長	「中井課長」
中井農林振興課長	はい。
	「おてつたび」とは、見ていただいたら分かりますとおり、お手伝いとお手伝いをするために、旅をしながら人手不足の農家などに対する支援事業でありまして、農業のほかにも、今回、農業のほうで「おてつたび」を紹介させていただいておりますが、農業のほかにも観光ですとか、企画コーディネートといった分野でも、「おてつたび」という取り組みがございます。
	そして横に資料今あけていただいておりますが、「おてつたび」と「就農ボランティア」と両方ございますが、この違いにつきましては、「就農ボランティア」は、あくまでもボランティアであって収入はございませんが、「おてつたび」の方につきましては、収入を伴うということが、「おてつたび」と「就農ボランティア」の違いでございまして、その違いによるものでございます。
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。
	先ほど、今説明を聞いて内容分かったんですけど、「おてつたび」の実績というのは、松野町でも何件かやっぱあるんですかね。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。実績、じゃ農林振興課のほうから説明します。
中井農林振興課長	「議長」
議 長	「中井課長」
中井農林振興課長	はい。令和6年度における「おてつたび」の松野町の実績につき

	ましては、農業部門だけではございますが2件の需要がございました。件数的には、まだまだ周知ができないとこもあり低い状態ではあります、今後も周知活動を広げて、もっと利用していただける制度に努めていきたいと考えております。
4番 山崎 議長	「議長」 「山崎議員」
4番 山崎	はい。ありがとうございました。 2件ということで受け入れる側のこともあると思うんで、周知、そういうものを徹底していただいて、少しでも利用率が上がって農家さんも助かるような取り組みだらうと思いますんで、今後ともよろしくお願ひします。 次の質問に移りたいと思います。 耕作放棄地対策について、というところで、まず私も車走っているところで優良な農地、結構日当たりも水回りもいいなって思うところでも、耕作放棄地っていうのがすごく目につくようになってきました。まず、松野町の中での耕作放棄地の状況、そしてそれの原因、どうしてこういうふうな形になっているのか、ということなんですが、そういうことについて調べていただいてるんだったら、ちょっと説明をしていただいたらというふうに思います。
坂本町長 議長	「議長」 「坂本町長」
坂本町長	はい。耕作放棄地の状況とその原因ですね、農林振興課長のほうから答弁をいたします。
中井農林振興課長 議長	「議長」 「中井課長」
中井農林振興課長	はい。それでは、耕作放棄地対策について御説明いたします。 まず資料は、7ページを御覧ください。 ここには、本町における耕作放棄地対策について記載をしておりますが、令和6年度現在で12.2ヘクタール、前年度と比較をいたし

ますと0.1ヘクタールの増、そしてここ5年で比較しましても、横ばいの状態が続いております。優良農地といたしましては、昭和50年代に県営圃場整備事業によりまして整備をされました、180ヘクタールを超える水田などが代表的なものであります。しかし近年は、少子高齢化による担い手不足に加え、イノシシや鹿といった有害鳥獣被害による生産意欲の低下により、耕作をやめる方が増えていると考えております。

また、地球温暖化による天候不順により、農作物が安定して生産できないことや肥料、燃料、資機材の高騰などにより収益性が伴わないことも、原因のひとつであると考えております。

以上です。

4番 山崎 「議長」

議長 「山崎議員」

4番 山崎 はい。説明ありがとうございます。

耕作放棄地の推移、5年間見る限り、ほぼ横ばいということで急激に減ったりはしてないんで、ちょっと安心をしたところなんですけども、これ5年間の推移なわけで、多分それ以前っていうのは、多分、米の値段が下がったりとかした時に、急激に耕作放棄地が増えているような時期もあるんじゃないかな、というふうに私も推測はしております。

有害鳥獣の被害っていうのを、もう前だったら本当に山手のほうだけの被害っていうのが多かったように思うんですけど、最近は家の横とかでも平気で被害が出てるような状況をやっぱり見てるんで、なかなかこの対策も難しいのかな、何年も何年もやっぱやられると、確かに就農意欲っていうのは、そがれるのかなというふうにも思います。その辺のことも含めて、きめ細かい支援内容とか、情報収集に今後とも努めていただいて、耕作放棄地が少しでも少なくなるようなことをしていただきたいと思います。

まず、耕作放棄させないっていう、今の現状のまま何とか農業を続

	<p>けてもらうということがすごく大事なんだろうと思います。一度やっぱり荒らしてしまうと、なかなか農地に復活させるのって大変だろうと思います。そういう意味では本当に耕作放棄させないための支援策っていうのがすごく必要じゃないかなと思うんですけど、その辺のことを、どういうふうに考えられているのか、お聞かせしていただいたらと思います。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>はい。耕作放棄をさせないための支援策ということでございます。農林振興課長のほうから申し上げます。</p>
中井農林振興課長	「議長」
議 長	「中井課長」
中井農林振興課長	<p>本町のような中山間地域におきましては、農業生産条件が不利な農地が多数あります。それを補う制度として、中山間直接支払制度や多面的機能支払制度がございます。これらの制度を有効活用することで、農地の保全について集落とともに取り組んで参ります。</p> <p>また、基盤整備などの面的整備は行われておりませんが、国の補助事業を活用した豊岡前地区における用水路整備事業ですとか、小規模な修繕等につきましては、町単の農業農村整備事業、土地改良区による小規模土地改良事業を実施しており、耕作放棄をさせないための施設整備に努めているところでございます。</p>
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
4 番 山 崎	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>前に山石議員が質問した中山間地の直接支払制度や、多面的機能支払制度、まさに我が町にとってはこれ重要な制度だろうなというふうに思っております。5年に1回の更新ということもあるんで、それによって国からの方針が変わったりは若干するとは思うんですけど、是非この制度でしっかりと守っていくってことだろうと思うんですけ</p>

	ど、先ほど説明していただいた中で、農業農村整備事業っていうことを言われたと思うんですけど、ちょっと簡単でいいんですけど、内容っていうのを説明していただいたらと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	この農業農村整備事業、町単独で始めた事業でございます。詳細につきましては、農林振興課長のほうから説明をいたします。
中井農林振興課長	「議長」
議 長	「中井課長」
中井農林振興課長	はい。 農業農村整備事業につきましては、令和4年度に創設をしました町単独補助事業でありますと、国県及び町が行うほかの補助事業の対象とならず、この補助金以外の補助を受けないものを対象としており、かんがい排水や農道の整備、そして施設等の保全管理を地元が主体となって行う事業に対しまして、事業費で100万円を上限に9割の補助を行っております。年間5部落を対象としており、2年に1回、順番が回ってくることとなります。
	これまで部落要望があった事業中、進展がなかった案件につきましても、高い補助率で実施できることから、効果的な補助事業であると感じております。
	部落によっては多くの案件を抱えており、優先順位をつけて計画的に取り組んでいただいておるところでございます。
	以上です。
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。ありがとうございます。 町単独というところで、松野町独自ということだろうと思うんですけども、100万円ということなんですが、なかなか財政的にも厳しいとは思うんですけど、100万円が上限ということで、なかなか一

	部しか直せないとかそういったこともあると思うんですけど、この枠について、若干上げるとか、もうちょっと拡充するっていう考えがないのかどうかお聞きしたいと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	<p>ちょっと町政全般の話になってしまふんですけども、私は常々まちづくりの基礎単位は部落でありまして、部落ごとにまちづくりを実践していくのが最も効率的、かつ持続的であるというふうに申し上げてきました。そのため、各部落に権限と財源をですね、積極的に移譲する方針で、部落の活動に自由に使える地域づくり交付金制度、これを創設しました。また、実施する事業を部落自らが選択してもらう、道路等整備事業、更にはこの農業農村整備事業、これも私が就任してから開始したものでございます。その経緯からすれば、御指摘の農業農村整備事業は、私の施策展開の根幹に位置する事業のひとつと言えますので、これは是非ともを存続していくというのが私の信念であります。</p>
	<p>ただし残念ながら、町財政が非常に逼迫をしておりまして、財政基盤の安定化というのが、これから最優先のミッションになると考えております。つきましては、住民が主役、地域が舞台のまちづくりを具現化いたします農業農村整備事業をはじめとする諸施策は、そのスピリットはですね、これからもしっかりと守っていきますけれども、どの程度を拡充していくのかは、財政状況をよく把握してからの判断とさせていただき、来年度当初予算の審議の中で、また御相談させていただきますので、何とぞ御理解をお願いをいたします。</p>
	以上です。
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。

財政がなかなか厳しいというのは、一議員として十分分かっておりませんでまた、財政が改善したりとか、そういう状況が変わった時には、また是非、御検討していただいたらと思います。

時間もありますんでどんどん質問い合わせたいと思います。

続いての質問なんんですけど、新規就農者や認定農業者と地主との土地の貸し借りの部分なんですけど、マッチングについてなんですが、桃なんか、特に木が果樹系っていって果樹が大きくなるまでの補助制度なんかもあると思うんですけども、木がせっかく大きくなって、なり盛りなのに耕作放棄してるっていうような所が、ちょこちょこあるんです。木を育てるまでに補助している。今、なり盛りの木なのに誰も作らない。そこで、うまくこうマッチングできないかなというのはすごく思ってまして、その辺のことについてどういうふうな町としてそういう事業を考えられて、今しているのか、お聞かせしていただいたらと思います。

坂 本 町 長

「議長」

議 長

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。

農地のマッチングですけれども、農業委員会の事務局長を兼務しております農林振興課長のほうから、今の状況について御説明をいたします。

中井農林振興課長

「議長」

議 長

「中井課長」

中井農林振興課長

はい。

農地のマッチングにつきましては、新規就農者や認定農業者など、借手の需要に比べまして、農地を貸そうとする貸手の需要が多いと推測されます。高齢化の進展に伴いまして、町内での担い手が不足する中、まずは借手を探すことが重要であると考えております。

このことについては、日頃から地元に密着し活動をしておられる農業委員さん、そして農地利用最適化推進員さんとの情報共有が大切で

あると思っております。また、行政としましても、借手となりうる農家さんの育成、支援も必要であると考えておりますし、認定農業者経営支援事業において規模拡大等をする場合には、補助上限を引き上げる措置をしておるところでございます。

また、町外からの新規就農者につきましては、移住担当部局とも連携の上、進める必要があります。移住者情報の共有を図り、特に農業経営を目的とした移住者、地域おこし協力隊の農業班などでございますが、対しましては、農地情報の提供を行って参ります。

いずれにしましても、農地情報の整理が必要となります。地域計画で10年後の農地の利用について、目標地図を色分けしておりますが、守るべき農地を地域全体で考えてもらおるところでございます。地域計画の実践こそが地域農業の根幹となることから、新たな情報を随時更新し、実効性のある計画とすることで、適切なマッチングを図って参りたいと考えております。

4番 山崎 「議長」

議長 「山崎議員」

4番 山崎 はい。ありがとうございます。

私も農業委員の1人なんですけれども、多くの反対を当たってる方が、もうよう作らないよっていうふうに撤退された時に、本当に地元の農業委員さん必死になって耕作者を探して、やっぱすごいなと思って、やっぱり地元の農業委員さんの活動に本当に頭が下がる思いだなというふうに思ったのを思い出しております。やはり、地区の情報に精通しているのがやはり農業委員さんかなというふうに、推進委員さんも含めてと思ってるんで、町の役割としてもしっかり借手と貸手の間に立ってスムーズに土地の貸し借りができるような役割を、是非果たしていただきたいなというふうに思っております。

続いての質問に移りたいと思います。

耕作放棄をできるだけさせない、放棄地を作らないということは先ほど言わしていただいたんですけども、荒廃してきた耕作放棄地の農

	地をもう1回作れるような土地への再生支援について、今、法的なものがあるのか、また国の支援とかがあるのか、町で考えられているのか、その辺含めてちょっとお伺いしたいと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。農林振興課長から答弁いたします。
中井農林振興課長	「議長」
議 長	「中井課長」
中井農林振興課長	はい。 現在は、国による耕作放棄地再生に対する補助制度が平成30年度に終了いたしまして、また、県の集落営農組織による再生事業も令和5年度で終了していることから、直接的な再生支援はできていない状況であります。
	しかし現在は、米の増産に対する施策が進められていることから、耕作放棄地対策にもつながるものがないか、情報収集をして参りたいと考えております。
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。 国による支援、直接的な支援は、もうないという、過去に終わってるというふうなことだろうというふうに思うんですけども、ニュースを聞く限り、国も米の増産に移行するという、減反政策、今までのものを大きく方向転換しようとしているんじゃないかな、というふうに思っております。なかなか国の方針が出てないんで、町でどうのこうのは言えないと思うんですけども、先ほど課長が言われたように、国からの指針が出て、方針が出たならしっかりとそれを分析していくだいて、少しでも農家の方に早く正確な情報を伝えるようにお願いしたいというふうに思います。
	この質問については終わりたいと思います。ごめんなさい。終わり

	<p>じゃなくてすいません。</p> <p>今、直接的な支援がないにしても、何かその耕作放棄地、荒れた土地を農地に戻すような、何か支援策があるんだったら、これが使えるんですみたいなものがあるんだったら、教えていただいたらというふうに思います。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。それでは現状の支援策として町でやっておりますことを、御報告をいたします。
中井農林振興課長	「議長」
議 長	「中井課長」
中井農林振興課長	はい。
	<p>現状での支援策としましては、耕作放棄地の再生方法として、町の農林業機械によります作業受託制度がございます。内容としましては、トラクターショベル、ダンプトラック、バックホーといった作業用機械をオペレーター付で受託するものであります。作業の使用料といたしましては、トラクターショベルで1時間につき4,400円、ダンプトラックは1,650円といった定額の料金で作業をすることにより、農家の経済的負担を軽減する取り組みをしております。</p> <p>新たな支援策といたしましては、町単独事業である農林業機械による、この作業受託制度以上の支援は、先ほど町長も申し上げましたが、財政的にも厳しいと考えております。しかし、国におきましては、米の安定供給を推進するため、増産方針を出しております。その鍵の一つとなるのが、耕作放棄地の再利用による生産量の拡大であります。</p> <p>現在その取り組みに対する補助制度等の概要は明らかになっておりませんが、町としましては、この米の増産における補助制度を分析いたしまして、本町のような中山間地域におきましても補助対象となるような制度が創設されれば、前向きに検討したいと考えているところでございます。</p>

4番	山崎 議長	「議長」 「山崎議員」
4番	山崎	はい。 先ほど言った内容と同じなんですけれども、しっかりと、国の方針が出てから対応していただくというふうにお願いしたいと思います。 すいません時間がないんで、簡潔明瞭な答弁をお願いしたいと思います。
		続いてスマート農業支援について質問したいと思います。 高齢化、担い手不足、省力化の対策として、今、スマート農業、いろんなところで言われてると思うんですけども、当町において支援する考えがないのか、お聞かせしたらと思います。
坂本 町長 議長	坂本 町長	「議長」 「坂本町長」
坂本 町長		はい。スマート農業につきましてそれでは農林振興課長から答弁をいたします。
中井農林振興課長 議長	中井農林振興課長	「議長」 「中井課長」
中井農林振興課長		はい。 本町におきましては、労働力の削減、効率化のためドローン防除がかなり普及をして参りましたが、高齢化による担い手不足は深刻であり、身体的負担の軽減、労働力の削減、効率化の面からもスマート農業の支援は必要だと考えております。 近年、アシストスーツやリモコン式草刈り機などが普及をしつつありますが、スマート農業の課題としましては、初期投資の高さがあり、農家の経済的負担となっております。
		今年度から、農業振興費補助金におきまして、実証事業として、国のドローン防除に対するスマート農業推進補助金を新たに創設いたしました。今後ますます進展するスマート農業につきまして、補助金の拡大を検討して参りたいと考えております。

	<p>検討の1つとしまして、昨年の7月に農業委員会が、広島県北広島町で視察された環境データをセンサーで集中し、スマートフォンで遠隔監視できる水稻の自動給水システムのような、比較的安価で取付けが進むことができます装置を、地域や認定農業者などの一部の農家に絞りまして、モデル的に検証して、有効性が認められれば農家へも周知するとともに、補助の拡充を考えていきたいと考えております。</p>
4番 山崎 議長	「議長」 「山崎議員」
4番 山崎	はい。
	<p>前向きに考えられるとということで、ちょっと安心はしたんですけども、スマート農業という、農業のシステムというかそういうものなんですけれども、比較的導入に余り金額がかからない、高額の設備投資がいらないようなものもいっぱいございます。そして最新のテクノロジーも最新でITみたいな考え方あると思うんですけども、アシストスーツのような先ほど課長も説明された、重労働を軽減できるような、例えば高齢者ですとか、女性にでも使えるようなものも結構進んでおります。是非、そういうことも含めて試験的な取り組みを、今後していただきたいなというふうに思っております。</p> <p>ここで町長のお考えをお聞きしたいと思います。</p> <p>スマート農業の、先ほど言った今後の取り組みについて考えがおありでしたら、お聞かせしていただいたらと思います。</p>
坂本町長 議長	「議長」 「坂本町長」
坂本町長	はい。
	<p>スマート農業、スマート農業というのは単に身体的負担の軽減や労働力の削減効率化だけではなくて、スマート農業を使うことによってデータが蓄積される。それで経験が浅くても、安定した品質の生産につなげができるというメリットがあろうかと思います。また、労働力の削減、効率化については、農業の持つきついとか、大変だと</p>

いうイメージを改善し、若い世代や新たな担い手の参入を促すことに
もなると思っています。

そういうたメリットがありますので、11月に開催する産業祭です
ね、その産業祭において、ドローンを初めとする最新技術の設備や機
械を展示をいたしまして、実際に農家を見て、触っていただいて、ス
マート農業を広く知っていただく、こういった機会にしていきたいと
思っております。

また今後は、本町のような中山間地域でも継続して取り組める施策
を調査研究をしたいと思っておりまして、高齢者でも扱いやすい機器
などを知ってもらうため、体験してもらうことを通じて、利便性を感
じてもらい、普及させて、結果的に担い手不足の解消につなげていけ
るような支援方法も検討して参りたいと考えております。

議員、御指摘がありましたけれども、スマート農業というと大規模
な農地を造成をして、無人運転の大型機械など大きな資本を動員して
というイメージがありますけれども、決してそればかりではなくて、
松野町のように農地も経営規模も小さい農地でも、こういったスマ
ート農業の導入は可能だというふうに思っています。中山間地域に合つ
たスマート農業、それをですね、これから検討して、農業にとって大
きな手助けとなるような導入を進めていきたいと思いますので、議員
各位におかれましては、いい先進事例等がありましたら、是非、情報
を御教示いただきまして、この松野町に合った身の丈に合ったような
スマート農業をこれからも導入努めて参りたいと思います。

以上です。

4番 山崎 「議長」

議長 「山崎議員」

4番 山崎 はい。ありがとうございます。

まずこの農業問題を最初の時に質問したことなんんですけど、前にも
私言ったと思うんですけど、本当に町長にとっては、農家が苦しむ時
には一緒に苦しんでほしいし、農家が今年ぐらい喜んでる年がないん

だろうと思うんで、ともにやっぱ苦楽をともにして、その気持ちを分かち合える、寄り添えるような町長であってほしいというふうに思つてますんで、この質問をさせていただきました。

すいません、最後に唐突なんですけど、教育長にちょっと質問したいと思います。

学校教育の中で、例えば東小の棚田とか、昔でしたら中学校で桃なんかも作ってたようなイメージがあるんですけど、教育のカリキュラム、授業の中に農業を入れるということ、その意義とか、どういう今実情で、そういう、どんな授業をしているのかというのをちょっとお聞かせしていただいたらと思います。

唐突ですいません。

三好教育長 「議長」

議長 「三好教育長」

三好教育長 いつもありがとうございます。

今、町内の小中学校で行っている農業体験は、地元の方や関係機関団体等の協力を得ながら、西小は1、2年生がサツマイモ作りスイカ作りをしています。東小が先ほど申された奥地の棚田を利用させていただいて、サツマイモ作り米作りをしています。中学校においては、恐らく今は桃は作ってないんだろうと思うんですけど、原木シイタケの栽培や野菜作りを行っています。それが今現状です。

農業を学ばせることの意義、目的っていうお話でしたけど、松野の農業に対する興味や関心を高めるとか、あるいは松野の農作物に対する興味や関心を高める、あるいは勤労や生産の大切さ喜びを味わせるとか、地産地消を促進するとかいろいろ考えられると思うんですが、それぞれの学校でそれぞれの学年に応じた目標を持って学ばせていただいてますが、教育委員会としては、大きな基本方針が、ふるさと松野を守り育てることのできる子どもたちを育てると、これが基本方針ですので、ですから学校にお願いしているのは、松野の良さをしっかりと学ばせてほしい、あわせて学年に応じて、町の課題も学ばせてほ

	<p>しいということをお願いをしています。そういった意味で、今日、山崎議員さんがずっと質問されてきたことを、ほぼ松野の農業に対する課題なんだろうなと思ってます。そういった意味で、子どもたちについても、是非、松野の農業の課題、特に高齢化、担い手不足、耕作放棄地等については理解をさせたいし、それはどうやって解決していくらいいのかということも考えさせたい、そういう学びを是非させたいなと考えています。</p> <p>そういった意味で、基本方針にとっても大切な学びとなりますので、今後も教育委員会として全面的に支援をしていきたいと思ってます。</p> <p>以上です。</p>
4番 山崎 議長	「議長」 「山崎議員」
4番 山崎	<p>はい。本当にありがたい言葉だなというふうに思っています。</p> <p>学校教育においての農業の在り方も、本当にまさに、今、教育長が答えられたものだろうと思いますんで、引き続き積極的な支援等をお願いしたらというふうに思います。</p> <p>それでは最後の質問に移りたいと思います。</p> <p>シルバー人材センターの設立についてなんですが、山石議員が令和6年12月に質問されることなんですけれども、その時の町長の答弁で、まだまだ12月の段階ですけども、まだまだ現実に向けては克服すべき課題があり、まだ結論をお示しする状況にないというふうな答弁だったと思うんですけども、そのあと時間がたっておるわけですけども、今までの検討の経緯と現時点での課題、こういうことがやっぱり問題なんだよっていう部分、これをクリアしないとなかなかいけないなという部分があると思うんですけど、その辺どういうふうにお考えかお聞かせしていただいたらと思います。</p>
坂本町長 議長	「議長」 「坂本町長」
坂本町長	はい。それではシルバー人材センターについて、今検討している経

	<p>緯それから、現在把握している課題について、町民課長のほうから御説明をいたします。</p>
芝 町 民 課 長	「議長」
議 長	「芝課長」
芝 町 民 課 長	<p>シルバー人材センターの設立に係る進捗状況について答弁をいたします。</p> <p>令和6年度の町政の基本方針と重点施策において、高齢者が生涯現役で生きがいを持って社会参画できる仕組みづくりとして、松野版シルバー人材センターの検討を掲げ、昨年度より町民課、保健福祉課、社会福祉協議会による検討会を組織し取り組んで参りました。これまで5回の検討会と先進地での視察研修や、県シルバー人材センター連合会との協議を重ね、本町が抱える課題や必要とするサービス、社会資源の洗い出しを行いながら、どうあるべきなのかを検討を進めて参りました。検討結果については、理事者に報告を行い、情報を共有しながら、共通課題として認識していただいておりましたが、確固とした制度設計や組織化に至っていないのが現状であります。</p> <p>そこで、先般、理事者より、ある程度業務を絞り、スマールスタートが行えないかということを検討するよう指示があり、改めて協議を行っておりますが、これまでの状況を踏まえますと、将来へ向けた安定した人材と財源の確保、適正な経営基盤について調整していく必要がありますので、理事者の指示を具現化するよう引き続き検討をして参りたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
4 番 山 崎	はい。
	<p>いろいろ問題点も、先ほど御指摘された内容があるとは思うんですけども、私たち自身もよく町民の方から、「何で松野にはないんだと。松野に欲しい。」という声を聞きます。その辺、ニーズですよね、どう</p>

	いう住民からの要望があるかということ、その辺の把握っていうのは町のほうでされてるのかお伺いしたいと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	現在のニーズにつきましては、保健福祉課長のほうから御説明をいたします。
山崎保健福祉課長	「議長」
議 長	「山崎課長」
山崎保健福祉課長	はい。失礼いたします。
	シルバー人材センターで主に対応していく業務として、草刈りが想定されるわけでございますが、先ほど申し上げましたように町民課、社会福祉協議会、あと当課のほうで検討会を組織して検討しておる中ではですね、まず地域でのサロンをはじめとします既存の取り組み事業での聞き取り、また生活支援サービス協議体ですとか、各地区のほうで地域福祉活動計画にかかります協議の場などを通じまして、草刈りに対する具体的なニーズ、地域課題としてはお聞きしていないところでございます。ただ、広く皆様からアンケート等で悉皆調査を行っているわけではございませんので、潜在的な個々のニーズとしては一定程度あるのではないかと思われます。
	一方では、実際、有償で今後依頼していただくということになりますと、その際に実際どの程度のどこまでのニーズがあるのか、あわせて対応する側、草刈りに対応していただく際に時期が重なってくるということが想定されますので、必要な人員でありますとか適正な就労機会の確保についても見極めていく必要があると考えております。
	以上です。
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」

4 番 山 崎	<p>はい。</p> <p>なかなか調査といつても直接的に多分町民さんの声って届いてもないのかもしれないんで、なかなかどうのこうのは言えないんですけれども、当初から思っていることは、何かすごく、当然町が上げてシルバー人材センターを作る、しっかりしたものを作らないといけないっていう当然あると思うんですけども、何かすごくしっかりした強固な組織を作らないといけないというような、目指すレベルがすごい高いのかなというふうにちょっと思った時もあるんです。で、やはり、やれる方法とやれることっていうのがあると思うんで、先ほど町長が言っていただいたんでちょっと安心してるんですけど、やはりやれることから、用途を絞ってやれることを絞ってやっていくということがもう大事なのかなというふうに私も思っております。</p> <p>人材、財政、当然ながら財政も要ります。お金も要りますし、当然人も必要な人員を入れなくちゃできない、当然のことだろうと思います。その辺の問題がクリア、逆にできればもうできるのかなというふうに思ってますんで、是非、その辺をしっかり考えていただきたいと思います。</p> <p>ということで、最後の質問なんですけれども、今後の方向性ですね、先ほどスマートスタートというようなことも言われましたけども、それと今後のスケジュール、一体、僕はゴールが知りたいっていう、思ってまして、いつ頃発足を目指すのか、その辺、具体的に答えれるんでしたら、具体的な内容をお答えしていただいたらというふうに思います。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。

このシルバー人材センターはもう数年前から、是非、松野町でも設置したいということで検討を続けて参りましたが、今、申し上げましたように担当課ではですね、やっぱり、発足したのはいいが、ちゃん

としたスタッフが揃えられるのか、システムがちゃんと動くのかということで、そういう心配を抱えている状況でございます。

ですが、私としてはですね、とりあえずモールスタートでいいから、特に今町民の皆様が、私の目から見て困っているというふうに思っている草刈りですね、家の周りの草刈り、また農地の草刈りはちょっとアグリレスキューになりますんで、もう自宅周りの草刈りに特化して、その形でやれるように検討せよというふうに、指示をしているところでございます。

現場のほうでは、ちょっと見切り発進、発車になるかもしれませんのが、これは町民の皆さんとのお約束のひとつとして、是非、取り組んでいきたいと思っております。

具体的なスケジュールなんですが、もうこれは私の今気持ちです。実際いろんな困難があると思いますが、今年度末には本当にもう小さな形でいいんで、スタッフも例えば1人でもいいんで、町民の皆さんから草刈りをしてやって、特に年寄りがね、言われた時に、駆けつけるような体制を是非つくりたいと思いますので、また議員の皆様にも御支援をお願いいたします。

4 番 山 崎 「議長」

議 長 「山崎議員」

4 番 山 崎 はい。

今年度末ということで力強く言っていただいたんで、安心をしました。私も先ほど町長が答弁された内容と全く同感でして、ちっちゃいことから限定して、できることを限定して始めていただいて、ニーズがどんどん大きくなるなら組織を大きくしていくとか、その辺も含めて、そのあとは状況に応じて、変えていくっていうことが必要なんだろうというふうに思います。

まずはCMでもあるとおり、明らかにうちがないっていうのがすごく町民に映ってるんですね、上島とうちなんですかねない所が、ただ、やっぱそこでどうして松野がないんだろうって、町民は率直に思うと

	<p>思います。是非、そのことも考えていただいた上で、困ってる町民もおられるということなんで、今年度末、しっかりやっていただきたいと思います。</p>
議長	<p>以上で私の質問を終わります。</p>
議長	<p>以上で、山崎議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。</p>
議長	<p>日程第4 報告第7号「松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。</p>
坂本町長	<p>町長に報告を求めます。</p>
坂本町長	<p>「議長」</p>
坂本町長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町長	<p>それでは報告第7号「松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づくものでありますと、同法第3条の規定により、健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を、また同法第22条の規定により資金不足比率を、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであります。</p> <p>令和6年度決算における本町の健全化判断比率は、まず実質赤字比率では、一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計に係る実質収支額の合算額が対象となりますと、黒字であることから比率の算定はなく、また、連結実質赤字比率につきましても、本町の全ての会計に係る実質収支額の合計額が黒字であることから、比率の算定はなされておりません。</p> <p>次に、町の経常的な年間収入のうち、借入金の返済やこれに準ずる返済に充てている割合を示す実質公債費比率は7.5%で、令和5年度の6.9%と比較いたしますと0.6ポイント上昇をしております。主な要因は、近年、中学校建設事業をはじめ、宇和島地区広域事務組合における熱回収施設建設事業等の大型事業のほか「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等、地方創生に対応した各種事業の実施に伴う財源</p>

	<p>として、多額の地方債を発行しております、令和6年度の単年度実質公債費比率が前年度並みであったことが影響しております。この数値は、早期健全化基準である25%を大きく下回っております、速報値で県内20市町のうち8番目となっております。</p> <p>次に、町の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の残高が、町の経常的な年間収入の何年分にあたるのかを示す将来負担比率は、26.9%で、県内20市町のうち、12番目となっております。こちらの数値もですね、早期健全化基準である350%を大きく下回っております、また令和5年度の30.1%と比較すると3.2ポイント改善をしております。この主な要因は、臨時財政対策債の借入額減少などにより、地方債の現在高が約6千130万円減少したことや市町村共済組合への退職手当に係る積立不足額が約4千45万円改善されたことによるものです。</p> <p>最後に、公営企業会計である簡易水道特別会計が対象となる資金不足比率は、実質収支額が黒字であり、資金不足額がないため、比率の算定はされておりません。</p> <p>令和6年度決算では、いずれの指標も早期健全化基準を大きく下回ってはおりますが、今後の財政運営が盤石であるとは全く考えていません。逆に、中央診療所への補填や人件費など義務的経費の増加などによりまして、急激に町財政が悪化することも現実的となっております。このため、これまで以上に事業の緊急性や必要性などを考慮し、普通建設事業を厳選するなど、引き続き行財政改革を徹底し、理事者並びに職員が一丸となって、財政の健全化に努める所存であります。</p> <p>今後とも引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げ「健全化判断比率及び資金不足比率」の報告といたします。</p>
議長	<p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑～なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第7号の報告を終わります。</p>

議長	日程第5 報告第8号「松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について」を議題とします。 教育長に報告を求めます。
三好教育長	「議長」
議長	「三好教育長」
三好教育長	報告第8号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」説明をいたします。 報告書の1ページを御覧ください。 この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき行うものです。 まず、教育委員会事務局が事務の管理及び執行の状況について自己評価を実施し、その結果について外部の評価委員会が点検評価を行い、報告書としてまとめさせていただきました。 評価委員には、長谷信昭氏、毛利恭子氏、小野榮子氏、谷口清二氏の4名を選任し、7月17日を皮切りに計3回の委員会を開催いたしました。 2ページを御覧ください。 左端に業務名として評価対象の事務を7つに分けて記載し、それについて、教育委員会事務局が自己評価した結果を中央に文章で表記をしています。 右端が、外部評価委員会が点検評価をした結果です。評価基準は、1ページの2に示しています4段階としました。 御意見をいたいたいた内容については文章で表記をしています。詳細については、後ほどお目通し願います。 再度1ページを御覧ください。 1番下に評価の総括をしていただきました。3行目から読み上げます。 『「ふるさと松野を守り育てるこことのできる子どもを育む」という基本理念に基づいた先進的で独創的な活動が展開されています。今後も、

	一層地域との連携を深めながら、多様化する教育活動に対して、様々な世代が参加し学び合うことのできる機会の創出を望みます。』 以上でございますが、最後に、御協力をいただきました4名の評価委員の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、御指摘をいたいた事項や貴重な御提言などを今後の教育行政に積極的に反映させることをお誓い申し上げ、報告といたします。
議長	これから、本報告に対する質疑を行います。 (質疑～なし)
議長	質疑なしと認めます。
	以上で、報告第8号の報告を終わります。
議長	ここでしばらく休憩します。 (11:59)
議長	(休憩11:59～再開13:28)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (13:28)
	日程第6 議案第58号「松野町コミュニティバス運行条例の制定について」を議題とします。
議長	町長に提案理由の説明を求める。
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	それでは議案第58号「松野町コミュニティバス運行条例の制定について」提案理由を御説明申し上げます。 本条例は、コミュニティバスの運行についての基本事項を定める条例であります。
	本町のコミュニティバスは、平成16年の運行開始以来20年以上が経過しておりますが、地域公共交通計画の検討の中で、運行上の課題や利用者からの要望を受け、10月1日からデマンド実証運行を開始することといたしました。今回、運行方式が大きく変更となることから条例を全面改正して対応しようとするものです。
	内容につきましては、現在の定時定路線型のコミュニティバスに加え、デマンド型コミュニティバスを、それぞれ条例で定義するほか、

運行区間、運賃関係など、運行に必要な事項を定めるものであり、交付の日から施行することとしております。

このデマンド型コミュニティバスの導入につきましては、現在町政座談会において各部落で説明を行っているところであります。また月末には3地区で説明会も行う予定としており、今後の円滑な導入に向けて準備を進めているところでございます。

また、デマンド導入に必要な経費を、今議会に提案する補正予算で対応させていただいております。

以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

これから、本案に対する質疑を行います。

7番 赤松
議長

「議長7番」

7番 赤松

「赤松議員」

今回10月から現行のコミュニティバスの運行を大幅に見直して、デマンド交通の実証運行を行うために、条例と予算の提案がされましたので、質疑を行いたいと思います。

まず、1点目の条例の第9条で、コミュニティバスの運行利用等に關し必要な事項は規則で定めるとなっておりますが、規則は、現行のものが継続となるのか、それとも改正されるのであれば、その内容はどのようにになっておるのか、まずはお聞きしたいと思います。

それから2点目でございますが、今回の見直しで、通学や通勤者は朝の行きは現行のコミュニティバスで、帰りはデマンドを利用することになりますが、それに対する予約制など、利用上の問題点や対応、また運賃に対する考え方について説明をお願いしたいと思います。

それから次3点目でございますが、利用者の予約に応じて、その都度違ったルートを走行するため、運行管理業務が難しくなると思われるとともに、複数の利用者の要望を同時に満たすため、経路や所要時間が一定せず、乗り降りの時間に、幅、ロスが生じることが心配いたしますが、どのように考えられておられるのか。

	<p>次4点目でございますが、利用者は、利用登録が必要となることから、今後利用が見込まれることがあるので、中学生以下の子どもをはじめ、家族全員を登録しておく必要があるのではないかと思われますが、そのお考えを聞かせていただいたらと思います。あわせて、町外の来訪者等も利用登録をすれば利用が可能なのか、あわせてお伺いをしたいと思います。</p> <p>以上、5点についてお伺いをいたします。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
友岡ふるさと創生課長	それでは担当課のふるさと創生課長のほうから説明をいたします。
議 長	「議長」
友岡ふるさと創生課長	「友岡課長」
	はい。それでは、デマンド交通のことについて御説明をいたします。今ありましたとおり10月1日から実証運行ということで、今、いろいろな内容を定めたもの、予定しているものを町内へ周知しているところでございます。
	まず条例改正に伴う規則のほうですけれども、規則も同じく大幅に変わることで、全面的な改正を行うように予定をしております。内容につきましては、後ほどの質問とも関わりがありますけれども、登録の方法、様式ですとか、そして運行の中で様々な取り決めが必要となることがありますので、そういう内容について、規則で具体的に定めて対応をするようにいたしております。
	そして2つ目が、通学や通勤の御利用、朝は定時、今御質問にもあったんですが、朝の1便、もしくは1便と2便、路線によってですが、定時便を残させていただきます。で、午前10時からデマンドをするというハイブリッド的な運行になりますことから、恐らく朝は定時で行った方が帰る時の対応をどうされるのかという問題、姿をちょっとお示しいただきたいということだと思いますが予約が必要です。

デマンドの課題といたしましては、今までしなくてよかつたことを利用者にしていただく、その1つが予約作業でございます。ですので、予約の締切りについてはできるだけ対応しようということで、乗りたい時間の1時間前に予約を締め切るというのが最終の締切りでございますので、帰ってくる際、あらかじめ時間が確定をしている方については、例えば午後3時というふうに最初から予約をしていただければと思いますし、ちょっと時間が流動的ということであれば、大体目安が用事の途中で、目安がついた時間で予約を途中で入れていただく、そして迎えに来てもらう、バスが来るというふうな流れになります。それらを電話予約、そしてウェブやLINE等のアプリ予約、そういったことを二本立てで行えるように考えていくところでございます。

そして、後の質問もそういった流れと関連しているんですが、3つ目の予約ルートの件でございます。

よく今の説明会で質問がございますのが、1人でも予約したら来るのかというふうな御質問あります。もちろん予約の結果、その時間帯1人であっても、バスが御自宅のほうへ行って、目的地のほうへお連れをいたします。補足しますが目的地のほうは、乗降場所というバス停のようなある程度を何十ヶ所も指定しているんですが、そこへお連れする、例えば診療所ですとか、役場、バス停的な所いうふうなことで、そういう予約をお1人でも引受けいたしますが、今御質問あったように3人とか5人とかになった場合に、時間調整をするというのがデマンド乗り合いバスでございます。ですので、今回予約システムというものを導入して、ルートやそして行き先の順番、それを最適化したもの組み上げて運行するということでやりますので、当然1分1秒まで予約どおりというわけにはいきません。ですので、予約の仕方としては時間帯という予約、例えば10時頃という予約、もしくは10時までに来てほしいというもの、もしくは10時以降というふうにちょっと選べるような形にはなってるんですが、どうなりますかと言いますと、やはり3人5人乗る場合は時間調整が必要という前提の訳

ですので、それが数分のずれであれば、もうそのまま運行をさせていただいて順次お迎えに上がるというふうな運行、それが大幅に時間が合わない場合は、別の便、次の便、もしくは一定の連絡をとつてこれぐらい遅れますよ、というふうな連絡をとつて運行するというのが今の想定ですが、それが1分遅れたらどう、10分遅れたらどう、ということまでは今決めかねておりますので、スタートに際しては、ある程度のラインを決めながら、実証運行の中でまたそれも改良、修正、検討していくというふうな想定でおります。

そして登録の関係ですけれども、御家族いろんな年代がおられた場合の想定だったと思うんですが、利用の可能性があればそれぞれ登録をしていただきたいと考えております。

ですので年配の方、そして子どもさんおられると思いますが、利用に際しては、原則登録が要るということになっております。ただ、一部、例えば、そこのうちから何人か乗るとかいう場合に同乗者登録というちょっと制度も準備をしておりますので、ちょっと、それはまたその都度必要に応じて該当の方に説明したいと思いますが、基本は登録していただけたらという御案内をさせていただきます。

ですので、説明会の際には、今も登録できますよということを今触れているところでございます。

そして次の御質問は、町外の方の場合で良かったでしょうか。

町外の御利用の方。はい。

町外の方については、やはり登録をしていただきたいということで、その時に、やりとりがちょっと急になるかもしれません、ウェブですとか、役場のほうで登録をしていただいて乗るということになろうかと思います。

ちょっとどんなケースがあるか、突然来た方がどのぐらいいるのかとはありますが、今のところ、そういった手段で登録をしていただいて、そして正式な登録証発行まではすぐにはできないんですけども、その登録事項に基づいて、予約を入れてお迎えに行って利用していた

	<p>だくというふうな想定でありますので、その点も、まず実証運行しながら、具体的な課題等は解消をしていきたいと思います。</p> <p>今のところは何らかの手段で登録するやりとりをして、ウェブ、スマホがある方は、その場で登録をしてもらうような御案内をして乗つていただくのかなという想定であります。</p> <p>以上が、御質問いただいた点についての概要になります。</p> <p>以上です。</p>
7 番 赤 松 議 長	<p>「議長」</p> <p>「赤松議員」</p>
7 番 赤 松	<p>今回初めての実証ということで、なかなかどのような利用になってくるのか、難しい点もあろうかと思いますが、それで、まず1番目の条例に伴う規則の改正については、また町のほうの何か我々、皆さんにも分かるような方法で、載せていただいたらと思います。連絡をいただいたらと思います。</p> <p>それから2点目の、コミュニティバスとデマンドの行き帰りの問題でございますが、やはりこの場合1番問題になると思いますのは、通学者や通勤者、定期的に利用される方等について、でございますが、やはり行きはええにしても、帰りのデマンドの場合には、どうしても毎日のほとんど利用されるに当たっては、いちいち予約制予約をするということがなかなか煩雑になるんではないかと思われますが、そこら辺ある程度、1週間の範囲とか、何日間も含めて予約ができるような利便性を持ったような対応をしていただいたら利用者も助かるんじゃないかと思われますが、そこら辺の方法についてはまた検討願ったらと思います。</p> <p>それから次が、特に思いますのは最後に申し上げましたが、町外の方が観光地と滑床等に利用される場合、観光シーズンで大変利用者も多くなる今後、場合もあるんではないかと思われますが、その時に、今の段階では、このバスの運行が現行の3台で運用されるというようなことになっております。そういうことで、3台での運用となつた場</p>

合に、町内の方が利用される場合にそこら辺の十分に運行が皆さんのお要望に運行が可能かというのが心配をいたすところでございます。そういうことで、これも実際にやってみなければ分からぬわけでございますが、もしその町外の特に観光を観光客を中心とした利用が増えるのであれば、そこら辺もあわせて検討をしていく、今後検討を願つたらと思います。

それとやはり今のことにも関係するわけでございますが、2番目のここに申し上げましたように、デマンドというのを予約制でございます。その時にデマンドバスを利用して、そのデマンドバスを降りられた後、バスとかJR等を利用して、引き続き目的地に行かれる場合には、今ほど課長からの説明によりますと、概ね30分以内か、それぐらいの幅を持たしての予約ということで説明があったわけでございますが、やはりその目的先が目的が、その正確な時刻を必要とするような場合には、やはりそこら辺をうまく運用していかなければ、町民の方からもいろいろ問題が出てくるというようなことがあるんではないかと想定されます。

そういうことで実際にどういうことでの利用になるのか、十分に分析をして、そしてそれに合わせた、また運行も、バスも今後、今は3台の運用でございますが、ある程度小型というか、乗用車タイプなんかも必要で何回も行く必要があるのか、そこら辺、大きなバスで1人とか2人とかいうような問題も今後出てくると思いますので、そこら辺は、まずは実証ということで様子を見ていただきまして、今後の対応をやっていただいたらと思います。

それと最後にですが、このデマンドバス等の利用については、町民の方も関心があろうかと思いますが、十分にPRに努めていただきまして、町民の方に周知徹底をしていただいたらと思います。

ほかに予算面についてもお聞きしたわけでございますが、予算については、この後の補正予算の時にまたお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	コミバス、デマンド運行につきまして、いろいろ御指摘いただきましてありがとうございます。
	ちょっと私からも全般補足説明をさせていただきます。
	1点目、条例を受けての規則につきましては、町民の皆様に分かりやすく説明するとともに、議員の皆様にも機会を設けて御説明をさせていただきたいというふうに思います。
	また朝、コミバス定時定路線で病院なり、学校なりに行って、帰りはデマンドで帰られるということ、スクールバスはもう通常どおり運転しますけれども、高校生とか病院に行かれる方につきましては、なるべく乗った時に、行く時に帰りの便も予約していただくとか、あるいはもうこの期間は毎日乗るからっていうのをお知らせいただいて、柔軟に対応していきたいというふうに思っております。
	ただその料金的なものにつきましては、やはり朝のコミバスは一般だったら200円、帰りは500円というような別々に、割引なしでいただくことになろうかなというふうに思っております。
	3点目、今回いわゆるオペレーター、コースを決めたりするのは町内のタクシーの会社の組合に委託することにしております。ですから、前、実証実験した時のように、コールセンターではなくて、こっちの地元の土地勘がよく分かる方に、そういった段取りをしていただきますんで、その点はきめ細かなルート設定ができると思うんですけども、これもちょっと慣れていただく必要がございますんで、実証実験の最初のほうは、ちょっと私とこ後回しにされたとか、いろいろ苦情も来ると思うんですが、それはちょっとしばらくの間勉強させていただくということで、御容赦いただきたいと思います。
	最後これはちょっと私の考えなんですが、今回先ほど言いましたようにデマンドの運転、それから運行管理も組合にお願いをしておりま

	<p>す。ただ、じゃあタクシーが松野町で要らないということにはならないと思います。タクシーもやっぱり、皆さん松野タクシー、吉野生タクシーの家業としてこれまで、ずっとやられてきておりますし、これからもニーズがあると思いますので、タクシーはタクシーの存在価値がある、そしてデマンド交通と共存するという形、ですから観光客の皆さん一過性の皆さんは、是非タクシーを利用してもらうようにお願いをしたいと思います。</p> <p>で、今回のデマンドのほうは、もうある程度割り切って町民の皆さんのがめだということで、そういう方針をかけていきたいというふうに思っておりますので、そこら辺の、これから先やっていくうちでどんな問題点が出るか分かりませんが、実証実験の間に十分に検証をしていきたいと思います。</p> <p>最後に議員さんもですね、是非、会員登録をして、10月の1ヶ月間は、これ町民の皆様にも言ってるんですが、無料期間としておりますので是非、自分で御利用をいただきたいというふうに思っております。</p> <p>その時に感じられた御意見とか御指摘をですね、また町のほうに返していただきたい。できますれば3人ぐらいで、一緒の時間に別々の場所を指定していただきて、どういうふうにコミバスが回っていくのか、不具合がないか、そういうこともですね、チェックをしていたいたら大変ありがたいと思います。</p> <p>その辺も含めまして、準備万端もう全然心配なしでスタートするということではありません。これから糺余曲折あると思いますけれども、皆さんと一緒にデマンドバス、育てていただきたいという思いを持っておりますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>「議長」</p> <p>「友岡課長」</p> <p>はい。失礼します。</p> <p>ちょっと先ほどの点で、担当といたしまして補足をさせていただく</p>
友岡ふるさと創生課長 議長	
友岡ふるさと創生課長	

	<p>んですが観光利用の点、今町長も触れましたが、滑床のことが出て参りました。滑床については今回運行エリアに入っておりません。</p> <p>当初より、滑床渓谷の観光客利用というのは、要望や課題として出ていたんですけど、まずは今回は生活路線の部分をデマンド化することで、実証をスタートさせたいと思います。滑床については、検討もしているわけですが、滑床の行き帰りをひとつ含むことによって、全体の交通の範囲、先ほど3台で大丈夫なのかというお話もありましたし、また行き帰りのシミュレーションが、人家がないところの距離がかなりございますので、かなりあそこに入るか入らないかで予約の組み方がイレギュラーになることもありますので、そういうこともございまして、今回はまず町内の生活路線を基本に組ませていただくスタートということで、御了解をいただけたらと思います。</p> <p>はい。以上です。</p>
7番 赤松 議長	「議長」 「赤松議員」
7番 赤松 坂本町長	ちょっと今補足説明があったんでお聞きしますが、その滑床関係であれば、最終便は今の段階では、大高橋ですかね。あそこが人家の1番最後になろうかと思いますが、そこまでという考え方でよろしいんでしょうか。
坂本町長	「議長」 「坂本町長」
坂本町長	今回乗降場所が御自宅と、それから我々が指定するスポットでございますので、大高橋の1番上の人家がありますが、あの方が利用されるんやったらその家まで行きます。ただ、一般の人があそこから乗ることはありません。
	そうすいません。
	コミバスの乗降場所になってますので、行きます。はい。大高橋の

議長	ところまで行くということになります。はい。
7番赤松	よろしいですか
議長	はい。
	ほかに質疑はありませんか。
	これで質疑を終わります。
	お諮りします。
	ただいま議題となっております議案第58号は、即決したいと思います。
	御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。
	したがって、議案第58号は即決することに決定しました。
	続いて、本案に対する討論を行います。
	まず、原案に反対者の発言を許します。
	(反対討論～なし)
議長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
	(賛成討論～なし)
議長	討論なしと認めます。
	これから、議案第58号を採決します。
	本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
	(起立～全員)
議長	起立全員です。
	したがって、議案第58号「松野町コミュニティバス運行条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議長	日程第7 議案第59号「令和7年度松野町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。
	町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」

坂 本 町 長	<p>それでは議案第59号「令和7年度松野町一般会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。</p> <p>今回提案いたします補正予算は、10月からコミュニティバスをデマンド交通に切り替えることに伴い必要となる経費や虹の森まつの保育園の大型遊具更新に伴う経費、税額の確定に伴い定額減税補足給付金を給付するための経費や、重要文化的景観に指定されております奥内の棚田地区にガイダンス施設を整備するための経費など、急を要する諸事業の補正を中心に編成をしております。</p> <p>歳入歳出予算の補正額は、7千302万4千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ43億7千607万4千円にしようとするものであります。</p> <p>それでは、歳出補正予算について説明申し上げます。</p> <p>2款総務費では、企画費に、各部落の地域計画が見直される中で、協働のまちづくり補助金を活用して地域の自主的な事業に取り組まれている事例が増加していることから、不足が見込まれる補助金の予算を70万円追加するほか、コミュニティバス運行費に、令和7年10月からコミュニティバスをデマンド交通に切り替えることにより、必要となる自動車運転や予約受付業務の委託料、燃料費など1千553万6千円を追加するものであります。</p> <p>次に、3款民生費では、令和6年度に実施した調整給付の支給額について、税額の確定に伴いまして追加給付を行うための経費1千608万3千円を追加するほか、障害者福祉費に、当初予算で想定していた「就労選択支援サービス」創設に係るシステム改造に加えて、サービスコード修正に伴いシステム改造が必要となったことによる改造委託料68万7千円を追加しております。また、保育所費に、虹の森まつの保育園の複合型遊具について、経年劣化による腐食や破損により、大規模な修繕が必要と診断されたため、安全基準に適合した遊具に更新するための工事請負費と工事監理委託料860万2千円を追加しております。</p>
---------	--

	<p>次に、9款消防費では、災害対策費に、大規模災害時の罹災証明書の発行や、被災者台帳の作成を効率的に行うために、県下で統一したシステムの導入を図るため、被災者支援連携システム構築委託料618万7千円を追加しております。</p> <p>次に、10款教育費では、小学校費と中学校費に、教育振興を目的とした松丸の芝五鈴氏からの寄附金500万円を活用しまして、松野東小学校、松野西小学校及び松野中学校に、デジタル教育推進の教材備品を整備するための経費506万7千円を追加するほか、文化振興費に、重要文化的景観に指定されております「奥内の棚田及び農山村景観」の更なる保全と本質的価値の継承を目的として、井上家住宅を活用したガイダンス施設を整備するための工事請負費など1千556万4円を追加しております。</p> <p>これらの歳出予算に対応いたします歳入予算としては、13款使用料及び手数料80万円、14款国庫支出金3千886万5千円、15款県支出金104万8千円、17款寄附金500万円、19款繰越金4千791万6千円、20款諸収入200万円、21款町債1千760万円を追加する一方、交付額の確定に伴い10款の普通交付税を4千537万円減額し、最終の財源調整として特別交付税を516万5千円追加しております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議長	これから、本案に対する質疑を行います。
7番赤松	「議長」
議長	「赤松議員」
7番赤松	<p>それでは今回の補正予算についてお聞きしたいと思います。</p> <p>まず2款1項1目の一般管理費でございますが、ここに公文書廃棄委託料60万5千円が計上されております。町の文書等の取扱い及び処理については、松野町文書管理規程に基づき行われております、今回、書庫がいっぱいになったことから文書等の保存期間が経過した</p>

ものを廃棄するため、廃棄委託料を60万5千円計上されておりますが、公文書には秘密の取扱いをする文書等もあることから、取扱いには情報が外部に漏れたりすることのないよう、注意が大変細心の注意が必要であると思うわけでございますが、以前には町職員が庁用車で、環境センターまで運んで処分をしていたことも以前はありました、今回は、業者に委託することとしたということでございますが、これについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、2点目に、先ほどのコミュニティバス運行費についてでございますが、デマンド交通導入に伴う運行費1千553万6千円を計上をされておりますが、その内訳として自動車運転委託料を1千169万7千円と、予約つき受付業務委託料を204万9千円計上となっております。初めての取り組みで、委託先の松野町旅客運送業組合との協議も難しかったんではないかと思うわけでございますが、委託料の算出における考え方、その御説明を願いたいと思います。

それと、現時点で大変難しいこととは思われますが、これまでのコミュニティバスの運行での6年度の決算は1千846万9千円余りでございます。今回デマンド交通をスタートするに当たって、経費も、今、大変まだ実証の段階でなかなか数字を出すのは難しいと思われますが、計画するに当たって、どれぐらいの経費を予測されて実証をスタートすることになったのか、そこら辺の予算的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

坂 本 町 長

「議長」

議 長

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。

それでは公文書の廃棄につきましては総務課から、デマンドの件につきましてはふるさと創生課から順次説明をいたします。

小 西 総 務 課 長

「議長」

議 長

「小西課長」

小 西 総 務 課 長

はい。公文書の廃棄についての御質問でございますのでお答えをし

たいと思います。

新しい庁舎ができました折りに、この庁舎の1階部分につきましても、書庫については整備をしておりまして、あと残り、旧庁舎の横にありました書庫にも書類を保管している状況でございます。年次的に文書が出てきますのでそれを庁舎の中にも保管をしておりましたけれども、5年保管、10年保管、1年保管、3年保管あると思います。それが蓄積をすると庁舎の中に保管ができなくなりまして、それを別館書庫で年次的に保管をしていくという計画で処理を進めておりました。

今回、そのトータルで書庫の管理をしていく中で、古い書庫の中の書類を整理しないと新しいものが入っていかないという現実もありますので、庁舎の建設の後少し時間を置いておりましたけれども、今回、大部分見直しをかけて、古い文書については一斉に処分をするということで今回一斉に処分をしたところでございます。

そうしたこともありまして、大量に廃棄する書類が文書が出てきたこともあります、今回補正によって対応させていただいているのが現状でございます。今回、約10トンの書類が廃棄をすることになりまして、通常の処理の方法では処理ができないということで業者委託をしたところでございます。

以前、今、議員がおっしゃられたように、環境センターとかに持ち込んで処理をしていたこともございますけれども、今書類につきましては、金具、普通のコピー用紙、そしてほかの用紙とかも全て分類をしないといけませんので、なかなか職員が環境センターに持ち込んで処理をするということにも限界がございますし、一度に大量の文書を持ち込むというのもなかなか現実的には難しいこともあります、業者のほうに委託をさせていただいたということでございます。

業者に委託をすることのやっぱり1番のメリットは、議員が御指摘になられました、文書の機密性をきちんと保持しながら処理をするということが1番でございますので、そういう文書の処理ができる業者

	<p>に依頼をして、機密文書につきましても的確に処理をするということです、今回、処理をさせていただいたところでございますので、御理解いただいたらと思います。</p> <p>友岡ふるさと創生課長 議長</p> <p>友岡ふるさと創生課長</p> <p>はい。それでは、デマンドバスの、運行費の補正予算について御説明を申し上げます。</p> <p>1点目が、予算の委託料の考え方ということで御質問をいただいておりますが、先ほど来から出ておりますとおり、一部、朝の便で定時定路線、そして午前10時からデマンド交通ということで、それらの経費を今回見込んでいるところでございます。</p> <p>まず定時定路線部門につきましては、目黒循環線、蕨奥循環線については1便目と2便目、そして上家地線と葛川線については1便目のみということで、これは従来のコミュニティバスと一緒に、走行距離が出ます。予定を組みますので、年間何キロ運転するのかが出ます。ですので、従来どおり、何キロ走るかということで計算をした算定方式を用いまして予算を半年分計上しております。</p> <p>そして、デマンド交通についてですが、これは3台分に予約体制を組んで運行できる時間帯、その時間帯を運転手さんがもう携わっていただくということになりますので、様々な経緯がありますが人件費的な算定においては、デマンドが運行され、10時から、現在の実証の段階で18時半まで対応しますので、その間は運転士さんをそれぞれ1台ずつ確保できる経費を主として算定をしているということで、定時定路線はキロ数、そしてデマンドの部分については、その所要、拘束時間といいますか、所要時間を中心とした組み立てへとなっております。それら従来の計算と今回新たに起こした計算、そういういったものを中心に組立てた委託料が今回の運行委託料1千169万ということになります。</p> <p>もう1つオペレーター費用につきましては、これはオペレーターも</p>
--	--

1日時間が決まっていることと、そしてバスの運行も、平日と土曜日、現在と一緒にです。ということですので、その日数を半年分考慮しまして、日数計算でそのオペレーターの方に当たっていただく金額を算出して計上しているということです。

以上が両方の委託料の算定の考え方でございますが、次の質問と関連する点としては、これまでのコミュニティバスも、確かに収支が運賃で賄えるというような交通ではございませんでした。それは廃止、代替路線バスの方針の頃からコミュニティバスは、住民福祉といいますか、町内の生活支援路線として、診療所や日常の利用に対する運行として始めてきましたので、昨年度の1千800万ほどの決算においても、運賃収入は55万程度、そして補助金、生活バス路線の補助金が315万円程度ということで、収支が整っていないことはこれまでもございました。

今回、デマンドバスに移行するに当たり、どのぐらいの費用をかけるか、そしてどこまで運行していくかというのは、すいませんこれはまさに実証の中で定めていくバランス感覚も見ていくわけですけれども、今のところ、やはりこれの何倍もになるようなことでは、町もやっていけませんので、できるだけ経費の削減や運行のスリム化等は考えていきたいんですが、現在は実証ということで、利用しやすい時間帯、夕方も18時半というのも宇和島自動車の連携を考慮した上で定めさせてもらいました。その上で、実際の利用がどれだけあるかということを含めて今後その点も今回半年分の運行ですので、1年分どれだけ運行費にかけていくか、あるいは夕方を長くするのか短くするのか、先ほどの御質問にあったバスが3台でいいのか、増やすのか減らすのか、そういうことも見ながら、持続可能な交通を探っていくという段階ですので、その点について明確に予算規模、事業費規模をお示しすることはできませんが、実証運行の中で固めていきたいと考えております。

概要を申し上げますと、今回の半年分の予算では、概ね上限までは

	<p>いかゞに、算定できたのかなと思うんですが、もう検討に入った段階で、現在の定時定路線のコミュニティバスよりはデマンドにすると、事業費は上がるということはもう明確でしたので、同じ金額の規模でできないということは、あらかじめ御理解をいただきたいということと、あと伴って、この料金で賄えるという状況でありませんが、利用者の方にもこれまでよりは料金改定により、負担も伴うというところで今回スタートをしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
7 番 赤 松 議	<p>「議長」</p> <p>「赤松議員」</p>
7 番 赤 松	<p>デマンドと今までのコミュニティバスとの委託料等については、前コミュニティバスの考え方を前例として、デマンドのほうの経費も算出をするというような説明でございましたが、そういうことになるのだろうと思っております。そういうことで、ただ今の説明の中で、人件費が中心になると思うんですが、人件費は勤務時間が想定できるわけでございますが、走行距離ですらえね、走行距離の場合は、コミュニティバスの場合は、その距離がつかめるわけでございますが、デマンドは御承知のとおり分かりません。どのような走行になるのかということで、そこら辺が幅を持たした考え方になってくるんではないかと思われますが、そこら辺、今ほども総体的な経費についての考え方も示されました、今本町も大変高齢者の方が増えておりまして、どうしても生活の足といいましょうか、これの確保がもう大変重要な政策になっております。そういうことで、少々経費は要っても足の確保は、推進していかなければならぬ大きな業務の1つと思っております。そういうことから、言うは易いですが極力経費は安くで、そしてきめ細かい、住民に沿った運行をお願いしたいと思います。</p> <p>そういうことで、難しい質問でございますので、以上で、質問は終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>

議長	ほかに質疑ありませんか。
4番 山崎	「議長」
議長	「山崎議員」
4番 山崎	はい。
	消防費のところなんですが9款消防費4目災害対策費、罹災証明の統一したシステム構築委託料の618万7千円というところなんですが、これシステム 자체は、全協でお聞きした時に近隣の町村なんですか、それとも県内もほぼ市町全部合わせて、同じような統一のシステムを構築することなんでしょうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	防災安全課から、御説明いたします。
谷口防災安全課長	「議長」
議長	「谷口課長」
谷口防災安全課長	はい。失礼いたします。
	ただいまの被災者支援連携システムの構築料でございますが、このシステムは、県下統一したシステムを導入することとしております。このシステムにつきましては、風水害地震自然災害により住家が被災した場合に、被災者支援債権支援金や公的支援の申請、保険金の請求のため、被害の程度証明する罹災証明書が必要となりますので、その罹災証明書を発行するシステムとなります。
4番 山崎	「議長」
議長	「山崎議員」
4番 山崎	はい。
	ということは、前の大水害の時なんかで、かなりちょっと時間がかかったような記憶があるんですけども、かなりスピーディーに罹災証明書が発行できるというようなシステムということでおろしいんでしょうか。

谷口防災安全課長	「議長」
議長	「谷口課長」
谷口防災安全課長	はい。
	これまでのシステムでは、現地のほうで計測して、調査票に記入したものをお事務所のほうに持ち帰ってからシステムに入力して、罹災証明書が発行ということになっておりましたけれども、来年度から導入を予定しております新システムは、現地のほうにタブレットを持っていきまして、その中でタブレットにシステムが入力されておりますので、そこに入力して、それがもう自動的に被害のほう判定して、罹災証明書が発行されるというシステムになって、帰ってからの事務作業等の軽減が図れることとなっております。
議長	よろしいですか。
4番山崎	はい。
議長	これで質疑を終わります。
	お諮りします。
	ただいま議題となっております議案第59号は、即決したいと思います。
	御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。
	したがって、議案第59号は即決することに決定しました。
	続いて、本案に対する討論を行います。
	まず、原案に反対者の発言を許します。
	(反対討論～なし)
議長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
	(賛成討論～なし)
議長	討論なしと認めます。
	これから、議案第59号を採決します。
	本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議長	(起立～全員) 起立全員です。
議長	したがって、議案第59号「令和7年度松野町一般会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議長	日程第8 議案第60号「令和7年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。
坂本町長	町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町長	「議長」
坂本町長	「坂本町長」
坂本町長	それでは議案第60号「令和7年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。
坂本町長	歳入歳出予算の補正額は、530万4千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ5億4千310万4千円にしようとするものであります。
坂本町長	歳出補正予算の内訳は、子ども・子育て支援金制度創設に伴い国民健康保険システムを改造するための委託料530万4千円を追加しております。これに対応する歳入予算としては、3款国庫支出金に子ども・子育て支援事業費を同額の530万4千円を追加しております。
坂本町長	以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議長	これから、本案に対する質疑を行います。
議長	(質疑～なし)
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。
議長	ただいま議題となっております議案第60号は、即決したいと思います。
議長	御異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。

	<p>したがって、議案第 60 号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第 60 号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第 60 号「令和 7 年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 9 議案第 61 号「令和 7 年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	<p>それでは議案第 61 号「令和 7 年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算の補正額は、88万4千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 3 億 888 万 4 千円にしようとするものであります。</p> <p>歳出補正予算の内訳は、処方箋を電子化し、診療所や薬局などでの情報共有を可能とする体制を整備するための経費 88 万 4 千円を追加しております。</p> <p>これに対応する歳入予算としては、3 款国庫支出金 27 万 1 千円を追加し、最終の財源調整として 7 款繰越金 61 万 3 千円を追加してお</p>

	ります。
議長	以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議長	これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑～なし)
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第61号は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。
議長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第61号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。
議長	(反対討論～なし) 次に、原案に賛成者の発言を許します。
議長	(賛成討論～なし) 討論なしと認めます。 これから、議案第61号を採決します。
議長	本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立～全員) 起立全員です。
議長	したがって、議案第61号「令和7年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議長	日程第10 議案第62号「令和7年度松野町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。

坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>それでは議案第62号「令和7年度松野町介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算の補正額は、4千449万4千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ7億8千999万4千円にしようとするものであります。</p> <p>歳出補正予算の内訳は、5款基金積立金に、前年度繰越金を財源とする介護保険介護給付費準備基金積立金1千840万4千円を追加するほか、7款諸支出金に、前年度の国庫負担金などの精算に伴う予算措置として、介護給付費国庫負担金返還金1千772万9千円、介護給付費支払基金交付金返還金741万円など、各返還金を併せて2千609万円を追加しております。</p> <p>これに対応する歳入予算としては、3款国庫支出金52万1千円と8款繰越金4千397万3千円を追加しております。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑～なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第62号は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第62号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論～なし)</p>

議長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論～なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第62号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
議長	(起立～全員) 起立全員です。
議長	したがって、議案第62号「令和7年度松野町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議長	日程第11 議案第63号「令和7年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	それでは議案第63号「令和7年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。 歳入歳出予算の補正額は、179万2千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ8千249万2千円にしようとするものであります。 歳出補正予算の内訳は、子ども・子育て支援金制度創設に伴い後期高齢者医療システムを改造するための委託料179万2千円を追加しております。 これに対応する歳入予算としては、6款国庫支出金に子ども・子育て支援事業費を同額の179万2千円を追加しております。 以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。 これから、本案に対する質疑を行います。
	(質疑～なし)

議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第63号は、即決したいと思 います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第63号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第63号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議 長	起立全員です。 したがって、議案第63号「令和7年度松野町後期高齢者医療保険 事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決することに決 定しました。
議 長	ここでしばらく休憩します。 (14:32) (休憩 14:32 ～ 再開 14:42)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (14:42)
議 長	日程第12 認定第1号「令和6年度松野町一般会計歳入歳出決算 の認定について」以下、日程番号の順を追い、
議 長	日程第18 認定第7号「令和6年度松野町簡易水道事業会計決算 の認定及び剰余金の処分について」までの7議案を一括議題とします。 決算審議の要領については、お手元に配布しております決算審議要

	<p>領のとおりです。御確認をお願いします。</p> <p>それでは、まず町長に、一括して 7 会計の決算の提案理由の説明を求めます。</p> <p>坂 本 町 長 「議長」</p> <p>議 長 「坂本町長」</p> <p>坂 本 町 長 それでは認定第 1 号「令和 6 年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 7 号「令和 6 年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分」まで、合わせて 7 会計の決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本日認定に付します決算は、一般会計と特別会計 5 会計、簡易水道事業会計となっております。</p> <p>これらの業務執行状況や会計証拠書類などの決算の内容につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定によりまして、監査委員の審査に付したところでございます。</p> <p>監査委員におかれましては、去る 7 月 1 日から 8 月 22 日までの長期間にわたり、詳細かつ厳正に審査を実施いただきまして、その御尽力と御苦労に対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第でございます。</p> <p>審査結果につきましては、「決算審査意見書」にまとめられておりますが、審査をとおしての御意見や指摘事項については、十分な検討を行い、速やかに対応して参りたいと考えております。</p> <p>各種施策については、「小さな町の大きな挑戦」を町政の基本方針に掲げ、「50 年後、100 年後も穏やかな暮らしが続いていること」、「自然や歴史、文化が次の世代に受け継がれていくこと」、「今を生きる住民が、幸せを実感できるようになること」をまちづくりの目標として、本町が抱える様々な諸課題に全力で取り組んで参りました。</p> <p>令和 6 年度の決算状況は、別冊決算書と主要施策の成果説明書のとおりでございますが、私からは、主な決算状況と成果を中心に御説明を申し上げます。</p>
--	--

まず、一般会計は、歳入総額42億1千760万3千709円、歳出総額40億6千24万4千28円で、差引1億5千735万9千681円の黒字決算であります。

それでは、ここで令和6年度の予算執行を振り返り、重点施策の主な成果について、一般会計を中心に御説明申し上げます。

まず、「健やかで生きがいに満ちた“森の国”」では、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしと健康で自立した生活を送るための取り組みに力を入れて参りました。

特に、地域包括ケアにおける医療の中核である中央診療所は、町民にいちらん身近な医療機関として、安心して受診や入院をしていただける体制づくりに取り組んで参りました。また、中央診療所が今後も持続的に役割を果たし続けるために、経営改善事業も行っております。更に、高齢化が進む中で、これまで継続して実施してきた、健康診断の啓発に更に力を入れて取り組み、町民の健康増進施策を行っております。

次に、「賑わいと活気にあふれた“森の国”」では、農林業や商工業の活性化に取り組んでおります。

まず、当町の基幹産業である農業振興を推進する中で、特に令和6年度は、老朽化により漏水などが発生している、豊岡前中央水路の改修を目的とした調査計画事業を実施しております。なお、当事業は令和10年度に全事業が完成する計画の大規模事業となっております。

次に、林業に関しては、森林環境譲与税を活用し、町内の森林整備を推進するほか、令和5年に法人化したフォレスト株式会社と連携し、木質バイオマス事業推進などの林業振興施策に取り組んで参りました。また、観光業では、老朽化が進む滑床万年荘を、休憩所や展示機能を備えたビジターセンターとして建て替え、集客力の向上に取り組むほか、当町の観光資源を有効に活用するための観光組織の整備にも取り組んで参りました。

次に、「安全で快適な暮らしの“森の国”」では、地域防災計画など

に基づく防災体制の充実を図るとともに、地域住民や関係機関と連携しながら地域防災力の向上や防災意識の高揚に取り組んで参りました。

防災対策では、町道や橋梁の改良・修繕事業のほか、がけ崩れ防災対策事業や集落・避難路保全斜面地震対策事業などを実施し、防災機能の強化を図っております。

また、地域住民の安心・安全を守る消防団の活動について、耐震基準を満たしていない第1分団第3部の消防車庫を更新するとともに、ホース乾燥柱の建設を行っております。なお、現在未整備の施設についても、計画的に整備していく予定としております。

また、消防団員の活動資機材整備事業として、現在の消防団員服装基準を満たした活動服に更新するとともに、降雨・降雪時の活動能率を向上させるために高視認性の雨合羽を全団員に整備しております。

次に、「子どもたちの夢が広がる“森の国”」では、子どもたちの教育環境の充実を最重要課題と位置づけ、安心して暮らし育てることができる環境づくりに取り組んで参りました。

まず、企業版ふるさと納税を活用し、松野西小学校の敷地内に、放課後児童センターを整備し、より効率的で安全面に配慮した運営を行っております。

また、児童や生徒の食育や栄養管理に重要な役割を担っている、学校給食共同調理場の老朽化が進行しているため、大規模改修を行っております。

また、人権尊重社会の推進拠点であります隣保館についても、建築から47年が経過し、老朽化が進行していることから、建て替えるための実施設計を行っております。当施設については、現在建設工事を行っており、今年度中に完成する予定となっております。

更に、義務教育を終了し、高校進学や就職する際の保護者の負担を軽減するために中学校卒業新生活応援金を創設するなど、県下でもトップクラスの子育てがしやすいまちづくりに取り組んできたところで

ございます。

次に「揺るぎない行財政基盤の“森の国”」では、まずは事業の効率化と重点化、財源確保に取り組み、危機感を持った財政運営に徹し、将来的に持続可能な行財政基盤の確立に努めて参りました。

中でも、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に対応し、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行業務を実施し、令和8年度からスムーズに運用が開始できるように取り組んで参りました。

また、住民票や印鑑登録証明書などをコンビニで交付ができるシステムを10月から開始するなど、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる地域社会の実現に取り組んでおります。

以上、重点施策を中心に主な施策の成果について御説明申し上げました。

続いて、特別会計の決算状況について概略を御説明申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計は、歳入総額5億870万1千585円に対し、歳出総額4億9千748万2千563円で、差引1千121万9千22円の黒字となり、国民健康保険中央診療所特別会計は、歳入総額3億2千536万8千863円、歳出総額3億1千584万9千841円で、差引951万9千22円の黒字であります。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入総額144万3千902円に対し、歳出総額3千585万7千274円で、平成19年度からの累積赤字もあり、貸付金の収入額が公債費の返済額に達しなかったことから、3千441万3千372円の赤字決算となりました。

誠に申し訳なく深くお詫び申し上げますとともに、引き続き貸付金回収に向けた取り組みを強化する所存でございます。

次に、介護保険特別会計は、歳入総額7億3千830万303円に対し、歳出総額6億9千432万9千629円で、差引4千397万674円の黒字、後期高齢者医療保険事業特別会計は、歳入総額7千

	<p>621万6千124円に対し、歳出総額7千416万4千100円で、差引205万2千24円の黒字決算となっております。</p> <p>以上が、特別会計の説明でございます。</p> <p>最後に、簡易水道事業会計の決算状況について概略を御説明申し上げます。</p> <p>決算状況につきましては、収益的収支の収入が1億767万5千675円に対し、支出が8千337万2千995円となっており、資本的収支の収入が、1千342万5千349円に対し、支出は2千690万4千361円となっております。</p> <p>当年度純利益は、2千400万9千620円となっており、前年度繰越利益剰余金と併せて、当年度未処分利益剰余金は2千768万5千447円となります。この、利益剰余金の処分につきましては、建設改良積立金に2千万円を積み立てし、処分後残高の768万5千447円は、翌年度に繰り越しをすることとしております。</p> <p>以上が、事業会計の説明でございます。</p> <p>今後におきましても全職員が一丸となり、限られた財源をより有効に活用するとともに、行財政改革を徹底し、財政健全化に取り組んで参る所存でございますので、引き続き議員各位には御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。</p> <p>なお、全会計の詳細につきましては、会計管理者から説明をいたします。</p> <p>よろしく御審議を賜り、認定いただきますようにお願いを申し上げます。</p>
議長	町長の提案理由の説明が終わりました。
久保田室長	続いて、会計管理者兼出納室長から7会計全てにわたり、総括説明を受けることにします。
議長	「議長」
久保田室長	「久保田室長」
	令和6年度の全会計における歳入歳出総括についての概要を、主要

施策の成果説明書により御説明申し上げます。

1ページを開いてください。

この表は、一般会計並びに特別会計を合わせた全6会計の決算総括であります。令和6年度全会計の合計決算額は、歳入58億6千763万4千486円、歳出56億7千792万7千435円、差引1億8千970万7千51円の決算で、予算額に対する執行率は、歳入が89.8%、歳出は86.9%となります。

各会計別の内容について、御説明いたします。

2ページを開いてください。

この表は、会計別決算状況一覧で前年度と比較をしながら、各会計の歳入、歳出、差引及び収支内容についてまとめたものとなります。

上段より一般会計ですが、令和6年度の歳入決算額42億1千760万3千709円、歳出決算額は40億6千24万4千28円であります。差引額1億5千735万9千681円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、1億4千260万1千681円となります。

実質収支額から前年度実質繰越金を差し引いた単年度収支は、6千211万517円となり、財政調整基金として4千363万5千242円を積立て、2億7千491万7千円を取崩したことより、実質単年度収支はマイナス1億6千917万1千241円となります。

なお、財政調整基金の年度末残高は9億6千34万6千781円であります。取崩し分が主な減額の要因となっています。

次に、国民健康保険特別会計は、歳入5億870万1千585円、歳出4億9千748万2千563円、差引並びに実質収支額は1千121万9千22円で、前年度実質繰越金を差し引いた単年度収支はマイナス905万5千429円となり、国民健康保険財政調整基金を1千34万629円を積立てたことにより、実質単年度収支は128万5千200円となります。

次に、中央診療所特別会計は、歳入3億2千536万8千863円、

歳出3億1千584万9千841円、差引並びに実質収支額は951万9千22円で、前年度実質繰越金を差し引いた実質単年度収支は103万5千458円となります。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計については、歳入144万3千902円に対し、歳出は3千585万7千274円で、差引並びに実質収支額は3千441万3千372円のマイナスとなり、前年度実質繰越金を差し引いた実質単年度収支は128万6千860円となります。

次に、介護保険特別会計は、歳入7億3千830万303円、歳出6億9千432万9千629円で、差引並びに実質収支額は4千397万674円、前年度実質繰越金を差引き、基金の積立て及び取崩しにより、実質単年度収支は227万8千88円となります。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計は、歳入7千621万6千124円、歳出7千416万4千100円で、差引並びに実質収支額は205万2千24円となり、前年度実質繰越金を差し引いた実質単年度収支は37万1千877円となります。

以上、一般会計並びに特別会計を合わせた全6会計の合計では、歳入58億6千763万4千486円、歳出56億7千792万7千435円、差引1億8千970万7千51円であり、翌年度に繰り越すべき財源及び前年度実質繰越金を差し引いた単年度収支については3千847万474円、財政調整基金等の増減分を加味した実質単年度収支は1億6千746万9千934円のマイナスになります。

3ページを開いてください。

次に、令和5年度より公営企業会計に移行いたしました簡易水道事業について、まず第3条決算です。

収益的収入及び支出の部の収入1億767万5千675円、支出8千337万2995円。

第4条決算として、資本的収入及び支出の部の収入1千342万5千349円、支出2千690万4千361円。

収入決算額 1 億 2 千 1 10 万 1 千 2 4 円、支出決算額 1 億 1 千 2 7 万 7 千 3 5 6 円となります。

簡易水道事業の決算状況として、損益計算書を御説明いたします。

事業収益 9 千 9 1 2 万 8 千 4 2 4 円で、これに対する事業費用 7 千 5 1 1 万 8 千 8 0 4 円。

当期純損益 2 千 4 0 0 万 9 6 2 0 円。

貸借対照表の資産合計 7 億 5 千 6 8 2 万 4 千 5 8 2 円、負債合計 3 億 4 千 4 6 2 万 4 千 7 4 9 円、及び資本金 3 億 7 千 4 5 1 万 2 千 4 3 0 円、資本剰余金を差し引いた利益剰余金は、損益計算書の純損益額と同額 3 千 7 6 8 万 5 千 4 4 7 円となり、利益剰余金のうち、2 千万円を建設改良積立金として積み立て、累計額を 3 千万円にすることにしております。

4 ページを開いてください。

上段の表は、一般会計の歳入における款ごとの決算状況であり、予算現額の項目から予算現額と収入済額との比較までの各項目を掲載しています。

この中で、収入未済額合計 2 千 2 1 7 万 8 千 4 円については、町民税、固定資産税、軽自動車税と住宅管理使用料の未収分となっていま

す。

下段の歳出については、款ごとに予算現額の項目から予算現額と支出済額との比較までの各項目を掲載しています。

また、右側の円グラフについては、歳入及び歳出の款ごとの占める割合を表していますので、あわせてお目通しをいただきたいと存じま

す。

5 ページを開いてください。

この表は、一般会計における歳出の款及び節ごとの決算状況であり

ます。

前年度と比較して、増減率が 5 % 以上又は増減額が 5 0 0 万 円 以上

の主な項目として、プラスになった節は、2 節給料、3 節職員手当等、

4節共済費、10節需用費、12節委託料、13節使用料及び賃借料、19節扶助費、24節積立金、26節公課費、27節繰出金の10の項目であり、また、マイナスに転じた節は、8節旅費、9節交際費、14節工事請負費、16節公有財産購入費、18節負担金補助及び交付金、21節補償補填及び賠償金、23節投資及び出資金の7つの項目になっています。

6ページからは、地方債現在高を、起債対象事業については、7ページから9ページに地方債発行一覧として掲載しています。

続いて、10ページから11ページには、参考として、過去10年間の会計ごとの決算状況を掲載していますので、これについてもお目通しいただきたいと存じます。

12ページを開いてください。

この表は、月別の収支一覧であり、一般会計並びに特別会計を合わせた全6会計の令和6年4月から出納整理期間の翌年の5月まで、月ごとの収入額及び支出額について掲載しています。

収入の多い月については、交付税の受入れや起債の借入が主なものであり、支出の多い月については、起債の償還や各事業の支払いが主なものとなっています。

13ページを開いてください。

上段に一時借入金の状況を掲載していますが、6年度の借入実績はございません。

下段の基金の繰替運用については、一時的な歳計現金の不足時に対応したもので、6年度は9件、金額にして延べ11億3千500万円を基金会計から一般会計に繰替えて運用をしております。

14ページを開いてください。

14ページから15ページは、定額資金の運用基金の運用状況であり、内容に増減のあったものを説明いたします。

1、愛媛県収入証紙購入基金は、基金総額50万円を運用するもので、増減分それぞれ88万1千872円の収入証紙を取り扱っていま

	<p>す。</p> <p>15ページを開いてください。</p> <p>4の肉用牛貸付に係る基金は、利息分1千634円を積み立てています。</p> <p>16ページ以降につきましては、1款議会費から款項目順に、決算成果並びに実績について掲載しています。内容につきましては、総務常任委員会においてそれぞれ担当課より御説明申し上げます。</p> <p>以上で、総括説明を終わります。</p> <p>よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>全会計にわたる、会計管理者兼出納室長の説明が終わりました。</p> <p>続いて、代表監査委員から、決算審査の報告を受けることにします。</p> <p>「議長」</p> <p>「榎本代表監査委員」</p> <p>それでは議長のお許しをいただきましたので、地方自治法の規定によりまして、令和6年度松野町一般会計決算書及び特別会計、公営企業会計並びに基金の運用状況等につきまして、大内監査委員とともに、審査をいたしましたので御報告を申し上げます。</p> <p>時間の都合もございますので、審査意見書の「むすび」の主な要点等を朗読して、御報告にかえさせていただきたいと思います。</p> <p>なお、先刻の町長、会計管理者との御説明と重複する点があろうかと思われますが、よろしくお願いをいたします。</p> <p>地球温暖化による気候変動やパンデミックをはじめ、依然として中東やウクライナにおける紛争など、収束の兆しは見せず、地政学リスクの高まりとともに先行き不透明な状況が続いています。また、主要国の多くでリーダー交代によりまして政策の変更が行われるなど、不確実性が更に高まる中、世界中で猛暑や豪雨、巨大地震の発生など、持続可能社会への対応は待ったなしの状況であります。</p> <p>そうした中で、第2次・森の国まち・ひと・しごと創生総合戦略などに位置付けられました各種の事業を展開され、人口、経済、地域社</p>
--	--

会の課題に対しまして一体的持続的に取り組まれ、災害発生に備えた防災・減災対策、自治コミュニティの支援、農林業や商工業、観光業の活性化、移住・定住の促進、健康福祉・子育て支援、ＩＣＴ教育の充実など、地方創生と町が抱える懸案事項への対処がなされているところでございます。

これまで経済成長を背景に、町民の福祉の増進、健康づくり、スポーツの振興施設をはじめとして、文化振興施設、農業振興施設等が随時・整備をされており、観光交流事業の展開や近年のインバウンドの増加を含みまして、交流人口の増大等、地域に多大な波及効果をもたらしてきたところでございますが、今後におきましても、「森の国まつの」の自然景観の継承と歴史文化遺産の保全・活用などの推進に期待するものでございます。

しかし、非常に厳しい現下の財政事情の中ではありますが、今後管理運営等に財政負担が伴うものと懸念される中、健全な財政運営に努められたいものでございます。

令和6年度の各会計の歳入、歳出決算につきましては、会計管理者所管の関係諸帳票は厳正に経理されており、正確であることを確認をいたしました。

一般会計の歳入総額は42億1千760万3千709円で、歳出総額は40億6千24万4千28円で、差し引き残高は1億5千735万9千681円となっております。これを前年度と比較しますと、7千406万8千517円、率にいたしまして88.9%の増となっております。単年度収支につきましては、6千211万517円の黒字決算となっておりますが、実質単年度収支につきましては、1億6千917万1千241円の赤字となっておるところでございます。

歳入では、町税が2億7千763万8千870円、徴収をされております。

町税全体の滞納繰越額でございますが、950万9千615円となっております。愛媛地方税滞納整理機構など、関係機関との連携によ

りまして、滞納解消に向けた取り組みを継続されたいものであります。

地方交付税につきましては、普通交付税物価高や人件費の増額などによりまして、臨時経済対策費等が創設をされ、全体では、前年度とほぼ同水準の22億1千95万3千円となっておるところでございます。

町債につきましては、令和5年度までの12年間毎年増加をしておりましたが、6年度におきまして、起債発行額の抑制によりまして、前年度比6千292万2千円減の58億148万3千円となっておるところでございます。

歳出では、予算執行率85.3%で、そのうち不用額が1億6千352万8千628円生じております。その主なものといたしましては、総務費の高校生等鉄道・バス通学定期券購入費をはじめとしまして、農林水産業費、商工費、教育費などの各事業でございます。不用額は、入札執行時の経費抑制等によるものが主なものであろうと思われますが、前年度より2千480万円余り増加をしておるところでございます。

引き続いての計画的な予算計上と執行に努められたいものでございます。

歳出構成につきましては、公債費5億4千687万2千円をはじめとしまして、人件費、扶助費などの義務的経費が16億3千371万円で40.3%を占めているところでございます。

投資的経費につきましては、前年度に比べ1億1千93万5千円減の7億5千794万7千円となっております。

その他の経費につきましては16億6千858万7千円で、支出総額の41%にあたり、前年度に対しまして5千447万7千円の増額となっております。その主な要因につきましては、人事院勧告に伴う人件費の上昇や物件費では小学校教科書改訂に伴います指導書、消防団の活動服、地方自治体の情報システムのガバメントクラウドのデジタル基盤・改革支援委託料や、積立金ではふるさと納税額の増などに

よるものであります。

普通建設事業費につきましては、行政無線放送事業が繰越となつたことや吉野生公民館建設事業の完了によりまして、前年度より減額にはなつておりますが、御案内のとおり令和6年度は、滑床ビジターセンター万年荘の整備事業や放課後児童センター整備事業など、公共施設等適正管理推進計画に基づいて、計画的な公共施設の整備が進められておるところでございます。

続きまして特別会計等の状況でございますが、まず国保会計でございますが、1千121万9千円の黒字決算で、単年度収支につきましては905万5千円の赤字となっております。財政調整基金積立金を加算をしました実質単年度収支につきましては、128万5千円の黒字決算となっております。

保険給付費につきましては、3億5千88万3千734円で、これを1人当たりに換算いたしました給付額につきましては、前年度比7.3%増の43万2千656円となっております。

特定健康診査の受診率でございますが51.2%と、県内では例年上位に位置をしておりますが、保健衛生業務と連携する中で、予防活動等を更に推進されたいものでございます。

収入未済額につきましては、前年度に比べ54万1千50円増加をしておりまして、新たに212万8千900円発生をして、全体の滞納額は442万6千円余りとなっておるところでございます。

続きまして診療所会計でございますが、951万9千円の黒字決算となっております。単年度収支・実質単年度収支ともに103万5千円の黒字となっております。診療所箇所数病床数算入相当額などで算定をされる一般会計繰入金が8千157万9千円のほか、患者数減少による経営収支補填分として9千552万7千円の繰り入れをされております。

前年度に引き続きまして、このように繰入金が診療収入を上回っており、非常に厳しい経営状況となっております。そうしたことから、

6年度におきましては、経営改善コンサルタントにより、あるべき姿を職員自ら考え、具体的なビジョンづくりなどに取り組まれてることでございます。健康上の問題、疾病等に対し、総合的、継続的に対応するプライマリケアとして、地域包括ケアにおける医療の核として、地域の保健、医療、福祉機能を充分に發揮され、引き続いての医療の充実と安定経営に御努力を願うものであります。

続きまして住宅新築資金等貸付事業会計でございますが、歳入不足が3千441万3千372円生じております。繰上充用されております。

滞納額のうち128万7千902円が徴収をされておりますが、滞納総額は7千169万3千520円と多額の金額になっております。会計の健全化のため、解消に向けた未納額償還対策に一層御尽力をされたいものでございます。

続きまして介護保険会計でございますが、1億3千172万2千円の繰入をされ4千397万1千円の黒字決算となっております。単年度収支につきましては1千727万9千円、実質単年度収支は227万8千円とそれぞれ赤字となっております。滞納状況につきましては、22万410円が徴収されており、新たに50万2千860円の収入未済が発生をして、滞納金額は97万8千840円となっております。

続きまして後期高齢者医療保険会計でございますが、205万2千24円の黒字決算で、単年度収支、実質単年度収支とともに37万1千877円の黒字決算となっております。滞納繰越分は、32万5千810円のうち20万1千410円が収納されており、新たに48万6千200円の収入未済が発生をして、決算時の滞納額は60万1千円となっておるところでございます。

最後に簡易水道事業会計でございますが、前年度から複式簿記発生主義の公営企業会計となっております。

収益的収支では、収入が9千912万8千424円で、支出につきましては7千511万8千804円となり、収益的収支の損益計算書での当年度純利益は2千400万9千620円となっております。

資本的収支では1千347万9千12円不足となっており、当年度分の消費税や引継金等で補填をされてるところでございます。

水道料の収入未済額のうち109万280円は徴収されておりますが、滞納額は888万3千490円となっております。給水人口の減少や施設の老朽化、耐震化への取り組みなど、今後は、厳しい経営状況が見込まれるところでございます。経営基盤の強化など、水道施設の適正な維持管理や経営の効率化に期待するものでございます。

続きまして、財政健全化を示す指標でございますが、町民税や普通交付税など、経常収支比率につきましては、前年度より2.1%改善はしているところでございますが、86.2%と標準値より高いので、引き続いて事業の効果等を検討され、長期的な改善に取り組まれたいものでございます。

財政力指数につきましては、昨年度とほぼ同数値で、今後もほぼ横ばい状態が続くものと思われます。

実質公債費比率につきましては、前年度より0.7%悪化をしており、7.6%となっております。平成20年度におきましては、要注意の数値を超えておりましたが、その翌年度からは、要注意の数値以下で推移しております。しかしながら、近年の大型建設事業等、多額の起債発行によりまして、町の中・長期財政計画による試算におきましては、今後、比率は上昇傾向で推移をする見通しでありまして、健全化財政運営に努められたいものでございます。

最後に公有財産についてでございますが、遊休施設は、老朽化等によりまして、周辺の環境面など、地元の皆さん方などと処分等を含めまして引き続いての検討をされたいものでございます。

学校、保育園の管理につきましては、安全対策及び校舎内外の維持管理は基よりではございますが、近年、発生をしております各種の感染症予防対策につきましても、基本に沿った予防対策がなされております。

今後、高い確率で発生が予想されております南海トラフ巨大地震を

	<p>はじめとしまして、全国各地で発生をしております集中豪雨などによる災害など、防災体制を強固なものにされるとともに、自助、共助、公助の連携で、大規模災害に備える意識の高揚を今朝ほどの一般質問でもございましてように、全町民、地域全員がともども、そういったことに図られたいと願うものでございます。</p> <p>今日、少子高齢化や人口減少、先行き不透明な経済動向、地方分権の進展、地政学の益々の不確実性と生成AIの進化など、行政を取り巻く環境も様変わりする中、自治体自らの改革が求められているところでございます。</p> <p>そうした中で、町民の生活と福祉の向上のため、町制70周年を迎える中「小さな町の、大きな挑戦」を方針とした、「50年後、100年後も、穏やかな暮らしが続いていること」、「自然や歴史、文化が、次の世代に受け継がれていくこと」、「今を生きる住民が、幸せを実感できるようになること」をスタンスに、「にぎわい」と「やすらぎ」に満ちた持続可能な森の国、安全、安心で、環境と調和のとれた持続可能な松野町の創造と発展のため、社会生活、価値観の変化を捉えながら、全職員がVUCAの時代に必要なスキルを習得されて、広い視野と英知を結集され、日々の職務に精励されますよう期待するものでございます。</p> <p>大変不慣れで、お聞き苦しい箇所が多々あったことだと思われますが、以上で御報告を終わりといたします。</p> <p>御清聴ありがとうございました。</p> <p>代表監査委員による、決算審査の報告が終わりました。</p> <p>これより、決算内容に対する質疑を行います。</p> <p>質疑は、会計別に行います。</p> <p>まず、認定第1号「令和6年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。</p> <p>(質疑～なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
--	--

	<p>続いて、認定第2号「令和6年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。</p> <p>(質疑～なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、認定第3号「令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。</p> <p>(質疑～なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、認定第4号「令和6年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。</p> <p>(質疑～なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、認定第5号「令和6年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。</p> <p>(質疑～なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、認定第6号「令和6年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。</p> <p>(質疑～なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>最後に、認定第7号「令和6年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」の質疑を行います。</p> <p>(質疑～なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております、認定第1号から認定第7号までの各決算は、お手元に配布の議案付託表のとおり、所管の総務常任委員会に付託したいと思います。</p>

		御異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本決算は総務常任委員会に付託することに決定しました。
議	長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。 (15:36)
議	長	本日は、これで散会します。 (15:36)